ハマース憲章全訳

パレスチナ抵抗運動の一側面へのアプローチ

鈴木啓之

A Complete Japanese Translation of the Hamas Charter Approaching One Aspect of Palestinian Resistance Movements

Suzuki, Hiroyuki The University of Tokyo

This source material presents the first ever Japanese translation of the Hamas charter (Mīthāq Ḥaraka al-Muqāwama al-Islāmīya). The Islamic Resistance Movement (Hamas), which is one of the most influential Palestinian resistance organizations, issued its charter on August 18, 1988 (the first day of 1409 A.H.). This charter, comprising a preamble and thirty-six articles, is highly profound and contains references to the Qur'an, Hadith, and poems from the Jahiliyyah period to the twentieth century. Aimed at providing an in-depth understanding of the charter, this study is divided into two parts.

Part 1 illustrates the historical context behind the introduction of the Hamas charter. On December 9, 1987, the Intifada, which means "uprising" in Arabic, took place in Palestine, and Hamas came into existence. As the Intifada intensified, King Hussein of Jordan announced his plan to relinquish the West Bank and separate it from Jordan in July 1988. The Palestine Liberation Organization (PLO) took this announcement to be one of the successful outcomes of the Intifada and considered declaring the independence of the Palestinian state, which consisted of the West Bank and the Gaza strip. In response, Hamas insisted on the complete liberation of Palestine, which included the area in which the State of Israel was already established. In this context, the Hamas charter emerged as a temporary political response to the PLO's plan to build a Palestinian state rather than a permanent statement of the movement's

Keywords: Hamas Charter, Islamic Resistance Movement, Intifada, Palestine, Middle East

キーワード: ハマース憲章, イスラーム抵抗運動, インティファーダ, パレスチナ, 中東

^{*} 本稿執筆のきっかけを与えて頂き、示唆的なコメントを頂いた東京大学の森まり子先生に感謝申し上げる。また、訳者の読解力の未熟さから、アジア経済研究所地域研究センター中東研究グループ研究員のホサム・ダルウィッシュ氏にはアラビア語の解読においてたびたびご助力を頂いた。なお、記すまでもないことであるが、訳文その他内容に関して誤りが指摘される場合は、すべて訳者の責任とするところである。

position. Although many studies have considered this charter to be the final doctrine of Hamas and condemned it as inflexible and anti-Semitic, this document should be considered as merely a temporary one.

Part 2 presents the translation of the Hamas charter into Japanese with annotations. The thirty-six articles of the charter are classified into five parts: Introduction to the Movement, Objectives, Strategy and Methods, Position, and Historical Proof. Each part consists of two to twelve articles and expresses Hamas' understanding of the international situation by the year 1988. For example, the views on peace solutions (Article 13), other Islamic movements (Articles 23, 24), nationalist movements (Articles 25, 26), the PLO (Article 27), and Arabic and Islamic countries or governments (Article 28) indicate Hamas's position at that time. Careful analysis of these articles will serve as a useful source for the study of the history of the Palestinian resistance movement. It should be noted that this charter also includes Hamas's view on the role of education (Article 16), women (Articles 17, 18), art (Article 19), and social solidarity (Articles 20, 21) in the liberation of Palestine. The analysis of these views will also contribute to other specific studies on the relation between Islam and education and/or Islam and women.

はじめに 第一部 訳者解説 ハマース憲章訳出の意義 憲章発表当時の情勢 ハマースの組織的起源 憲章発表の背景 内容の紹介 有効性と限界 第二部 ハマース憲章 翻訳凡例 ハマース憲章(全訳)

はじめに

本稿で訳出したのは,「イスラーム抵抗運動」(Ḥaraka al-Muqāwama al-Islāmīya, 略称:ハマース, Ḥamās) が 1988 年 8 月 18 日(ヒジュラ歴 1409 年の年始)に発表した「イスラーム抵抗運動憲章」(Mīthāq Ḥaraka al-Muqāwama al-Islāmīya, 略称:ハマース憲章) のすべてである。

第一部ではこの憲章の訳出に伴い、訳者による若干の解説を述べ、訳出内容に対する理解の一助とする。続く第二部では、必要箇所に脚注でより詳しい解説を加えながら憲章を訳出する。なお、本稿におけるアラビア語転写は、すべて[大塚ほか 2002]に依拠する。

第一部 訳者解説

以下、第一部においては訳者解説として、まず研究上におけるハマース憲章訳出の意義を述べる。これに続きハマースの辿ってきた歴史的変遷を概観し、憲章が作成された背景を明らか

にする。そして、最後には憲章の内容を簡潔に紹介するとともに、この憲章が今日において持つ影響力とその限界について、近年の研究を踏まえて記述する。

ハマース憲章訳出の意義

1987 年 12 月 14 日,「おお, 備えある我らがムスリムの人々よ」 [Legrain 1991:12; al-Ḥurūb 1997:285-286] と高らかに謳いあげる第 1 号声明(bayān) によって、ハマースはその存在を明らかにした 20 年以上が経過し、さまざまな情勢の変化がパレスチナ/イスラエルに見られたが、現在に至るまで、ハマースは注目すべき存在であり続けている。

このハマースが唯一「憲章」という名で発表している文書が、本稿で訳出するハマース憲章である。(第一次)インティファーダ(al-Intifāḍa)の只中に発表された他の文書とは比べ物にならないほど長大で、かつ組織としてのさまざまな見解や立場に言及している点で、発表直後から注目を集めた。本邦において、このハマース憲章を分析したものとしては[小杉 1994]や[飯塚 2001]、[森 2004],[小杉 2006],[森 2010]などが挙げられるが、そのいずれもが分析の過程で憲章それ自体については部分訳を紹介するに留めている。これは、この憲章が長大であることに加え、その内容が現在のハマースの性格を必ずしも表していないとの分析があるためである。これについては、後ほど詳しく述べる。しかし、一方でレバノンにおける抵抗運動組織として有名なヒズブッラーの声明や出版物が時代ごとに継続して訳出・解説されている現在の研究状況([末近 2007],[高岡・溝渕 2010]など)を踏まえるならば、ハマースの1988 年時点での見解を述べた憲章の訳出は意義あるものであると言えるだろう。

ハマースは 2006 年のパレスチナ立法評議会選挙で過半数の議席を獲得し、初めて内閣を発足させた。この時、イスラエルに加え中東和平カルテット(国連、EU、アメリカ、ロシア)がハマース内閣に危機感を表明した理由の 1 つが、ハマース憲章内に見られる非妥協的態度であった。また、一方ではかつてパレスチナ解放機構(Munazzama al-Taḥrīr al-Filasṭīnīya,英語表記: Palestine Liberation Organization、略称: PLO)が 1996 年に立法評議会選挙で勝利した後に、「PLO パレスチナ国民憲章」(al-Mīthāq al-Waṭanī al-Filasṭīnī li-Munazzama al-Taḥrīr al-Filasṭīnīya)を大幅に改訂、一部の条文を無効化したことから、ハマースもそのような憲章の見直しを行うべきではないかとの声も組織内外から聞かれた。このハマース憲章を論拠に据えたハマース批判については後ほど再び言及する。

以上をまとめるならば、資料として完全には紹介されていないこと、他の組織に対する研究と比べ検討が不十分であること、さらにこの数年間に再び注目を集めていることの3点をもって、ハマース憲章は訳出および紹介に価する資料であると言える。

¹⁾ ハマースがインティファーダ中に公表した文書には、第21号(1988年5月27日付け)から「声明」(bayān)として通し番号が振られているため、本稿では最初の文書も「声明」と表記する。なお、PLO系の統一指導部(al-Qiyāda al-Waṭanīya al-Muwaḥḥada)がこれとは別に発行していた文書には「呼びかけ」(nidā')として通し番号が振られており、両者を併せて「コミュニケ」(communiqué)と総称する研究が多い。

²⁾ なお、その他の組織の声明を多く英訳し収集した [Mishal and Aharoni 1994] では 1988 年 1 月 発行のものを第 1 号声明として掲載しているが、 [Legrain 1991] においてその原典を確認することはできず、またヤースィーンの「最初の声明は 12 月 14 日に発行」 [Manṣūr 2003: 170] との発言とも矛盾する。このため、本稿では [Legrain 1991] および [al-Ḥurūb 1997] において第 1 号として収集されている 12 月 14 日の声明をハマースの最初の声明として扱う。

憲章発表当時の情勢

ハマース憲章, さらにはハマースそのものの誕生には、当時のパレスチナ/イスラエル情勢の変遷が大きく関わっている。ことに、1987年12月9日に開始されたインティファーダとハマース憲章は切り離して考えることはできない 3 。

ハマースの精神的指導者であり、創設者でもあったアフマド・ヤースィーン(Aḥmad Yāsīn)は、自身の半生についてのインタビューのなかで、インティファーダ勃発の日である 12 月 9 日をハマース誕生の日であると明言している [Manṣūr 2003: 176]。1987 年当時、ハマース誕生の地となったパレスチナのガザ地区(Qiṭā' Ghazza)は、ヨルダン川西岸地区(al-Diffa al-Gharbīya)とともにイスラエルの占領下にあった。この地中海の東岸に位置する小さな地域は、1948 年の第一次中東戦争の結果エジプトの統治下に置かれ、その後に 1967 年からは第三次中東戦争で勝利したイスラエルの占領下に置かれていた。

第三次中東戦争におけるアラブ諸国の敗北は,郷土の解放を待ちわびていたパレスチナ人に衝撃をもたらした。この敗北を契機として,ファタハ(Fataḥ,パレスチナ解放運動 Ḥaraka al-Taḥrīr al-Waṭanī al-Filasṭīnī)や人民戦線(al-Jabha al-Shaʻbīya li-Taḥrīr Filasṭīn,英語表記:Popular Front for the Liberation of Palestine,略称:PFLP)に代表されるパレスチナ人組織が中心となって解放運動を担う時代が訪れる。しかし,1982年のレバノン侵攻によって,ファタハや人民戦線を中核とした PLO はレバノンでの拠点を失い,歴史的パレスチナ 4)域外からの解放運動は大きな打撃を受けた。この事態を受け,被占領地では新たな運動の形成が模索され始める。

現在ハマースの政治局長を務めるハーリド・ミシュアル(Khālid Mish'al)は、レバノン侵攻翌年の1983年の時点で、すでに後のハマースにつながるような組織的な決定がなされていたと述べる。彼によれば、「[ハマースの] 誕生宣言は1987年12月まで遅れた」[Mish'al 2006: 27] とされ、ヤースィーンの述べるハマースの誕生とは、あくまでも名称としての問題であることが伺える。では、被占領地でそのような組織活動を可能にした背景とはどのようなものであったのだろうか。以下では少し時代をさかのぼり、ハマースの組織としての起源についてより詳しく述べる。

ハマースの組織的起源

ハマース憲章の第2条において、ハマースは自らを「ムスリム同胞団の一翼である」と述べている。ムスリム同胞団は、1928年にエジプトのイスマーイーリーヤで教師ハサン・バンナー (Ḥasan al-Bannā) とその仲間7人の手によって結成されてから、アラブ世界に一挙に拡大した組織である。ダアワ(呼びかけ)によって、個人から家庭、社会、そして国家へと至る改革思想に特徴があり、ハマース憲章にもこれと似た文言を見ることができる(例えば、第16条から第18条にかけての教育や女性の役割について)。同胞団の思想が、いつパレスチナに流入

³⁾ ガザ地区のジャバーリヤー難民キャンプ (Mukhayyam Jabāliyā) での最初の蜂起は前日 (12月8日) に発生した検問所での事故に端を発していたため,この日をもってインティファーダの開始とする場合もあるが,本稿では [Manṣūr 2003], [臼杵 1999] などに従って,12月9日をインティファーダ開始の日とする。

⁴⁾ 本稿では、1948年のイスラエル建国以前の土地としてのパレスチナ(イギリス委任統治領パレスチナに相当)を指す場合に限り、"歴史的パレスチナ"という用語を使用する。これは、"パレスチナ"と述べた際に生じる曖昧さを避けるための暫定的措置であり、既存の定義に対して異議を唱える意図はない。なお、引用中や憲章訳中においてはこの限りではない。

したのかは定かではない。しかし、1935 年には創設者バンナーの兄弟であるアブドゥッラフマーン・サーアーティー('Abd al-Raḥmān al-Sā'ātī),そしてムハンマド・アスアド・ハキーム(Muḥammad As'ad al-Ḥakīm)の 2人がシリア,レバノンと併せてパレスチナにも同胞団として正式に訪問しており [al-Ḥurūb 1997: 12],イスラエル建国以前のかなり早い時期から活動を行っていたことは間違いないであろう。

段階的な社会改革を目指す穏健な活動に見直しを迫る出来事は、1982年に起きた。それが前述のレバノン侵攻による PLO の放逐である。これによってパレスチナ人組織はイスラエルと境界を接するすべてのアラブ諸国で拠点を失い $^{5)}$ 、パレスチナの解放運動は大きな痛手を受けることになった。1976年に被占領地であるガザ地区で「イスラーム協会」(al-Jam'iya al-Islāmīya)を設立してその運営にあたっていたヤースィーンも、これに危機感を抱いた人物の 1 人である。1983年に彼は組織として初めて武器を購入し、それまでの社会活動のかたわら武装闘争という道を模索し始めた [Manṣūr 2003: 120]。前述のミシュアル政治局長はより端的に、「1983年にヤースィーン師の指揮のもとで最初の軍事経験を積んだ」 [Mish'al 2006: 35] と述べている。

これらの証言から、組織的な基礎のみならず、武装組織としての側面も 1987 年以前に形成されていたことはほぼ間違いないと言えるであろう。そのようななかで勃発したインティファーダは、まさにハマースにとって自らの存在を誇示する絶好の機会であった。以下からは、このインティファーダのなかで、なぜ創設から 8 カ月近く遅れて憲章が発表されるに至ったのかを簡潔に述べる。

憲章発表の背景

インティファーダは、瞬く間にガザ地区からヨルダン川西岸地区へと広がり、パレスチナの被占領地全体を覆い尽くす運動となった。PLO系の統一指導部(al-Qiyāda al-Waṭanīya al-Muwaḥḥada)やハマース、さらにはイスラーム聖戦(Ḥaraka al-Jihād al-Islāmī fī Filasṭīn)などは、それぞれに声明を発行し、ストライキを行う日やイスラエル商品不買の呼びかけ、納税の拒否など多岐にわたる指示を発信した。

インティファーダが激しさを増す 1988 年 7 月 31 日,当時まだョルダン川西岸地区に対する自国の主権を主張していたョルダンのフサイン・イブン・タラール国王(Ḥusayn ibn Talāl)は,突然これを自国から切り離す考えを表明した。この宣言を受けて,PLO はエルサレムを含めたョルダン川西岸地区,そしてガザ地区からなる独立国家建設に向けて行動を具体化し始める。この動きに強く反対したのが,ハマースであった。ハマースは歴史的パレスチナ全体をワクフ(waqf) と捉え,これらすべての解放を主張していた。このような立場から見れば,PLO の動きは自らが権利を持つ土地の分割であり,その一部を放棄することを意味したのである。

したがって、同年8月18日に発表されたハマース憲章には、このPLOの動きに対する政治的反応としての側面が指摘される [Mishal and Sela 2006: 43]。実際に、憲章と同じ日に公

^{5) 1970}年には「黒い9月」と呼ばれるヨルダン内戦によって、パレスチナ人組織はヨルダンから追い出されており、1979年にエジプトがイスラエルと和平条約を締結してからは、レバノンがパレスチナ解放運動組織にとってほぼ唯一にして最大の拠点となっていた。

⁶⁾ イスラームにおける寄進財産を意味し、その土地の所有権の移動(売買、分割、譲渡など)は禁止される。

表されたハマースの声明第 28 号は、「我々の民衆の一部の者はこの〔フサイン国王の〕決定を喜んで受け入れ…これをインティファーダ最大の実りと捉えている〕と述べたうえで、「パレスチナ解放のため、この数年間に命を落とした殉教者に我々はなんと言えばいいのだろうか」 [Legrain 1991: 210; Mishal and Aharoni 1994: 238-239] と強い口調で問いかけている。組織の創設から 8 カ月近く遅れて憲章が発表された背景には、このような政治的な事情があったと理解して間違いないであろう。

クルアーンやハディース,さらには詩などを多数引用したこの長大な憲章の執筆者に関しては、個人、または複数の人物の手によるものであるかなど不明な点が多い。ロンドンのイスラーム政治思想研究所(Institute of Islamic Political Thought)所長のアッザーム・タミーミー('Azzām al-Tamīmī, 英語の著書では Azzam Tamimi と記載)は、執筆者としてアブドゥルファッターフ・ドゥッハーン('Abd al-Fattāḥ Dukhkhān)の名を挙げるが、あくまでも「そのように考えられている」と紹介するに留めている[Tamimi 2007: 150]⁷⁾。ドゥッハーンは、ハマース創設を決めた 1987 年の会合に参加した 7 人の指導者の 1 人であり[Jamal 2005: 107]、過去にはヤースィーンがイスラエル当局に逮捕されていた 1984 年から 1985 年にかけて、その代役を務めた人物である[Manṣūr 2003: 152; Mish'al 2006: 36]⁸⁾。また、ミシュアル政治局長によれば、「インティファーダ勃発の年、ドゥッハーン氏はガザのイスラーム運動[=後のハマース]の指導部局(al-maktab al-qiyādī)の選出代表であった」[Mish'al 2006: 40]とされ、憲章の執筆に何らかの関与をしていた可能性は高い。本稿では、内容に注目するため執筆者についてこれ以上立ち入ることはしないが、この点に関しては今後の研究が期待される。

内容の紹介

現在入手可能なハマース憲章には2つの版がある。おそらくオリジナルと思われるものと、これの一部(序、第11条、第16条、第17条、第24条、第25条、第28条、第29条、第32条)に省略などを行ったものであり、前者は [Legrain 1991] に、後者は [al-Ḥurūb 1997] に収められている。これまでハマース憲章が正式に改訂されたことはなく、なぜこのような差異が存在するのか、これまでの調査で解き明かすことはできなかった。しかし、収集した限りのすべての英語訳が前者に依拠するのに対し、衛星テレビ局アル=ジャジーラやイスラーム系サイトであるイスラーム・オンライン、さらにはイスラエル外務省のアラビア語版ウェブサイトに至るまで、現在アラブ世界で広く流布しているのは後者である。本稿では、アラビア語からの直訳であることを意識して後者を訳出したが、先行研究を踏まえる意味で両者に差異が見られる箇所を脚注で明記した。ただし、両者において意味上の変化は少なく、あくまでも単語の省略が大部分であることを指摘しておきたい。

ハマース憲章は、その内容を大きく7つに分けて構成されている。ハマースの誕生について高らかに謳いあげる「序」、ハマースの成り立ちや特徴、スローガンなどについて記した「第1章」、運動の目的のみを簡潔に述べた「第2章」、パレスチナの土地に対する見解や、これを解放するための様々な手段を詳細に述べた「第3章」、そして他の組織や勢力に対する自らの立場を列記する「第4章」、過去の歴史にパレスチナ解放の範例を見る「第5章」、そして最後

^{7) 2011}年7月末に来日したタミーミー氏に確認したところ、ドゥッハーン自身から「自分が1人で 執筆した」との証言を得ているとの回答を得た。

⁸⁾ この7人という数は、偶然か意図したものか定かではないが、ムスリム同胞団の創設がハサン・バンナーを含め7人の手によってなされたという事実と対応している。

に他のすべてのパレスチナ人組織に対する呼びかけとも取れる「結」である。

ムスリム同胞団との関係(第2条)や、国際的な広がり(第7条)について述べる箇所からは、ハマースが自らをパレスチナ独自の運動(第6条)と述べながらも、自らの影響力がより広範に通ずるものであることを示す姿が見られる。また、パレスチナの土地をワクフであると述べ(第11条)、ワクフの防衛や解放はすべてのムスリムにとっての個人の義務であるとする箇所(第14条、第15条)からは、イスラームを行動指針とする(第1条、第5条)この組織の当時の見解が十分に見て取れる。このイスラームの文脈で語られる教育(第16条)や女性の役割(第17条、第18条)、さらには文芸の役割(第19条、第30条)、社会的相互扶助(第20条、第21条)などに関しては、イスラームと教育、もしくはイスラームとジェンダーなどより広い視座での分析が期待されよう。一方、他の組織や運動、諸国家に対するハマースの立場を述べた箇所(第13条、第23条、第25条~第29条)からは、当時のパレスチナを取り巻いた政治状況の分析が可能となる。特に民族主義や民族主義者に対する注意深い言及(第12条、第25条~第27条、第29条)からは、当時のハマースが PLO 諸派に対してとっていた慎重な姿勢を垣間見ることができ、大変に興味深い。

上記のような条文の一方で、ユダヤ人が世界中の戦争の背後にいるとする言説 (第22条) や、フリー・メイソン (第17条, 第22条, 第28条)、『シオン長老の議定書』 (第32条) への言及など、ハマースが硬直的、反ユダヤ主義的と非難される根源に相当するような部分も散見される。この憲章とハマース批判の関係については、以下で詳しく述べる。

有効性と限界

ハマース憲章は、ハマースを貫く組織的なイデオロギーを端的にあらわす資料として引用されることが多い。しかし、前述のタミーミーによれば、この憲章は発表された直後からハマースの指導者によって引用されることはほとんどなく、むしろハマースの硬直性や反ユダヤ主義的性格を批判する根拠として頻繁に引き合いに出されている [Tamimi 2007: 147-148]。ミシュアル政治局長によれば、この憲章は時間に追われるなかで急ぎ作成されたものであり、彼自身はあくまでこれをハマース創設時の考えを伝える歴史的文書であると捉えているという [Tamimi 2007: 149]。このことから、タミーミーは、憲章が現在もハマースに対して何らかの拘束力を持っているとの見解に疑問を提起する。

実際,近年の研究では,ハマースがその硬直的なイメージとは裏腹に,非常に現実主義的に行動していることが明らかにされている([Hroub 2006],[Gunning 2008],[森 2010] など)。特にイスラエルとの武力紛争を中断するために,停戦(フドナ,hudna)や戦闘中断(タフディア,tahdi'a)を駆使する姿勢に,歴史的パレスチナ全土の解放を強く主張する憲章を見ることは難しい 9 。しかし,前述の通りこの憲章を論拠としたハマース批判は依然として根強い。特に 2006 年にハマースが選挙で躍進してからは,憲章中の反ユダヤ主義的な文言に対してイスラエルのみならず中東和平カルテットからも非難が高まった 10 。

⁹⁾ 相手がいることを想定したフドナに対し、タフディアは一方的に実施することが可能である意味が 含まれるため [Gunning 2008: 221],本稿では前者を「停戦」、後者を「戦闘中断」とわけて訳出 する

¹⁰⁾ ハマース憲章を根拠とした国際社会からの批判に対し、ミシュアル政治局長は「ハマースは、長期の停戦に基づいて、東エルサレムを含めた1967年境界でのパレスチナ国家、入植地解体、帰還権を受け入れている。[…] つまり、20年前に書かれた文章 [=ハマース憲章] に国際社会がこだわり続けるというのは筋が通らない」と『ニューヨーク・タイムズ』紙による2009年5月のイープ

ハマースは以上のような非難を認識しながらも、一貫して憲章の内容を変えることなく今日に至っている。これをもって、ハマースの硬直性をより声高に非難する論調も見られる。だが、 先ほどのミシュアル政治局長の発言を踏まえるならば、憲章はすでに過去の文章となって久しく、変更を加えるまでもないと認識されているというのが妥当な捉え方であろう。その一方で、 組織の現実から乖離してしまった憲章をより実情に合わせて改訂しようという動きが、ハマース内部にあったことも指摘される [Tamimi 2007: 150]。このことから、今後イスラエルとハマースの間でなんらかの交渉が行われる際には、再び憲章について取り上げられ、場合によっては改訂が行われる可能性が残されていると言える。

ハマース憲章は、ここまで述べてきたような 1988 年 8 月の文脈でのみ完全に理解される文章であり、その意味ではインティファーダの他の声明に限りなく近い存在であると言える。今後の研究においては、ハマース憲章とインティファーダ当時に発行された声明、さらには各階層および地域におけるハマース幹部の発言などを比較し、ハマースが誕生からどのように思想を転換し、発展してきたのかを明らかにすることが求められるであろう。もしくは、ヒズブッラーの「公開書簡」(al-Risāla al-Maftūḥa) や PLO パレスチナ国民憲章と比較することで、当時のハマースの特徴をより鮮明に浮かび上がらせるような研究も期待される。これはより長期的な研究となるため、本稿のなかで行うことはできない。しかし、現在その行動に大きな注目を集めるハマースの思想的変遷を明らかにすることは、パレスチナ/イスラエル研究のみに留まらず、いかにして社会のなかから組織が立ち現われ、そして発展していくのかを理解する一助となるであろう。そのようなより幅広い視座を持った研究も今後は求められてくる。本稿がそのような研究の第一歩として何らかの貢献を成し得たのであれば、訳者にとっては望外の喜びである。

第二部 ハマース憲章

以下,第二部においては,まず翻訳凡例を示し,そしてハマース憲章の全訳を紹介する。訳文中においては,可能な限りで古典やクルアーンからの引用箇所を明示し,その出典を脚注で紹介した。また,依拠した[al-Ḥurūb 1997]と[Legrain 1991]の間で差異が見られる箇所についても,それぞれ明示した。

翻訳凡例

本稿で訳出したハマース憲章は [al-Ḥurūb 1997] 掲載のものを基礎とし、改行などのレイアウトおよび補足は、インティファーダの声明を収集した [Legrain 1991] に記載されたものに依拠した。これに加え、正確な訳出を期するため、[Ahmad 1994]、[Hroub 2000] ([al-Ḥurūb 1997] の英訳)、[Kadayifci 2007] に掲載された英訳を参照し、[小杉 1994]、[飯塚 2001]、[森 2004]、[小杉 2006]、[森 2010] で言及される日本語の部分訳も適宜参考とした。クルアーンの聖句は井筒俊彦訳『コーラン』に依拠したが、その章の名称に関しては [大塚ほか 2002] に掲載されているものに統一し、各章の節番号はカイロ版に依拠している。また、ブハーリーのハディースは牧野信也訳『ハディース――イスラーム伝承集成――』に、ムスリムのハディースは日本ムスリム協会がウェブで公開している『サヒーフ・ムスリム』に大きく依拠する。な

お、組織の名称については憲章の記載の通りに訳出する(例えば、「ハマース」ではなく「イスラーム抵抗運動」、「PLO」ではなく「パレスチナ解放機構」など)が、脚注や補足においてはこの限りではない。

訳文中における括弧の使用は以下の通り。

() アラビア語の原典表記/ [] 訳者による補足/「」クルアーンやハディース, 格言の引用/ 〈〉原文中に元々表記された括弧。

ハマース憲章 (全訳)

イスラーム抵抗運動憲章・パレスチナ

〈ハマース〉

パレスチナ ヒジュラ歴 1409 年ムハッラム月1日〔年始〕

西暦 1988 年 8 月 18 日

慈悲ふかく慈愛あまねきアッラーの御名において

「汝らは今まで人類のために生れ出たウンマのなかの最上のもの。汝らは義しいことを勧め、いけないことを止めさせようとし、アッラーを信仰する。啓典の民も(汝らのように)本当の信仰をもったなら、自分らのためにもどんなによかったか知れないに。彼らの中にも立派な信仰をもった者もおる、が、大部分は無信仰。彼らが汝らに害を与えたところで大したことはない。それに、たとえ彼らが汝らに手向かって来たにしても、すぐに背を向けてしまうであろうぞ。そうなればもはや、誰にも助けては貰えまい。どこに行こうと、屈辱こそ彼らの運命、アッラーの結び綱にすがりつくか、人間の結び綱にすがりつくか(ムスリムとなってアッラーにすがるか、定めの税を払ってムスリムにすがるか)せぬかぎり。アッラーの御怒りを蒙って、困窮の運命を辿る。それというのも彼らがアッラーの神兆を信じようともせず、あまつさえ不当にも預言者たちを殺したりしたからのこと、それというのも彼らが(アッラーに)反抗し、掟にそむいたからのこと

〈「イムラーン家」 章第 110~112 節11)〉

「イスラエルは建国されるだろう。そしてイスラームが、先例のごとくこれを破滅させるまで 居座り続けるだろう」

> イマームにして殉教者ハサン・バンナー (Ḥasan al-Bannā)¹²⁾, 彼にアッラーのご加護あれ

「イスラーム世界はまさに燃えさかっている。我々は能う限りで〔火を〕消すために、他を待 たずしてわずかばかりでも水を注がねばならぬ」

アムジャド・ザッハーウィー (Amjad al-Zahhāwī)¹³⁾,

- 11) [Legrain 1991] や一部の英訳では「第 $109\sim111$ 節」と表記されているが、本稿では [al-Ḥurūb 1997] に従い「第 $110\sim112$ 節」として掲載する。なおクルアーンにおいては本稿の通り $110\sim112$ 節であり、原典の時点での誤記であった可能性がある。
- 12) ムスリム同胞団創設者(生没:1906~1949年)。1928年にエジプトのイスマーイーリーヤで同胞 団を創設したが,1949年に秘密警察によって暗殺された[小杉 2006:250-251]。
- 13) イラク・ムスリム同胞団創設者の1人(生没:1882~1967年)。 ムハンマド・マフムード・サッワーフ (Muhammad Mahmūd al-Sawwāf) とともに1940年代に「イスラーム同胞協会」

彼にアッラーのご加護あれ

慈悲ふかく慈愛あまねきアッラーの御名において

序

アッラーに称えあれ。我々は彼に救いを求め、赦しを請い、導きを求め、そして彼を信ずる。 我々はアッラーの使徒¹⁴⁾、彼の一族(āl)と教友に、そして彼を支持する者、彼の〔布教の〕 呼びかけ(da'wa)を〔また他者に対して〕呼びかける者、彼の慣行(sunna)に従う者に空 と大地があり続ける限り常に祝福と平安あれと祈る。

おお、人々よ

困難のただなかから、苦悶の大海のなかから、信仰深き心臓の鼓動と清められた腕から、義務を自覚し、アッラーの導きに答えるために、呼びかけ〔がなされ〕、出会いと集合があり、そしてアッラーの行動指針 (manhaj)¹⁵⁾ に則ったアラブ人気質 ('urūba)¹⁶⁾ があった。人生において自らの役割を果たし、すべての障害を克服し、道にある苦難を乗り越えようとする決然とした意志があった。継続した備えがあり、アッラーのために己のすべてを犠牲にする用意があった。

核心 (nawāt) は形成された。願望と希望,願いと想い,困難と障害,痛みと挑戦が,内と外に¹⁷⁾ 逆巻くこの海へと [この核心は] 自らの道を拓き始めた。

思想が成熟し、一時的な感情と非難されるべき焦燥から離れて種が育まれ、植物が現実の大地にその根をはった時、主(rabb=アッラー)のため自らの役割を果たすためにイスラーム抵抗運動(Ḥaraka al-Muqāwama al-Islāmīya)は興った 18 。パレスチナ解放のために、これ〔=ハマース〕の腕はすべての戦士(mujāhidūn)の腕と組まれ、これ〔=ハマース〕の戦士の魂は、アッラーの使徒——アッラーが彼を祝福し平安ならしめんことを——の教友がパレスチナを勝ち得た時から今日に至るまでの間に、パレスチナの土地のために己を犠牲に捧げた戦士すべての魂と出会う。

このイスラーム抵抗運動〈ハマース〉憲章は、これの見解を明かし、これが何者であるのかを公にするものである。これの立場を明確にし、その求めるものを明らかにし、これの希望を語る。そして援助や支援を呼びかけ、これの隊列への参加を呼びかける。我々のユダヤ人 $(yah\bar{u}d)^{19}$ との戦いは、大変に深刻で危機的なものであり、すべての真摯な努力($juh\bar{u}d$)を

^{✓ (}Jam'iya al-Ikhwa al-Islāmiya) を設立し、この名のもとでイラク・ムスリム同胞団は活動を開始した。

¹⁴⁾ 預言者ムハンマドを指す。

¹⁵⁾ ムスリム同胞団最大のイデオローグと呼ばれるサイイド・クトゥブは、その著書『道標』(*Ma'ālim fi al-Ṭarīq*) において、この「行動指針」にたびたび言及している。なお、これの日本語訳である [クトゥブ 2008] においては、「生活様式」と訳出されている。

^{16) [}Legrain 1991] やその他の英訳では「アラブ人気質」は「教育 (tarbiya)」と表記される。

¹⁷⁾ 被占領地パレスチナ内外,もしくはハマース内外を指すと推測される。

^{18) [}Legrain 1991] やその他の英訳では「主のため自らの役割を果たすため」は「主のためジハードを行う (mujāhida) 役割を果たすため,」と表記される。

¹⁹⁾ 本稿では、「ユダヤ人・ユダヤ教徒」を指すアラビア語の「ヤフード」という言葉に関して、憲章本文中においては「ユダヤ人」、憲章の古典引用中においては「ユダヤ教徒」と訳し分ける。これの意図は、「ユダヤ」を指す言葉が、本来的な宗教的側面を強調した意味から、イスラエル建国後には民族的な意味へと変質しているとの研究(一例として、[ラブキン 2010])を踏まえてのことである。

必要とする。これ〔=ハマース〕は、他の歩みがその後に続くであろう〔第一〕歩である。また、これは部隊(katība)であり、この広大なアラブおよびイスラーム世界からのたて続く部隊に支援され、ついには敵が敗北し、アッラーの勝利が実現するであろう。

このように我々は来るべき地平を見ている。「*暫くすればきっとお前たちにも真相がわかるであろう*」〈「サード」章第 88 節〉 20

「アッラーご自身こう書いておいでになる、『最後の勝利は必ず必ずわしとわしの使徒たちのもの』と。アッラーは限りなく力の強い、偉いお方におわします」〈「抗議する女性」 21)章第 21 節〉「宣言せよ、『これぞ我が辿る道。確実な知識に基づいて、わしはアッラーを喚び申す、わしも、それからわしに従うすべての者も。アッラーに栄光あれ。わしは偶像崇拝者の一味ではない』と」〈「ユースフ」章第 108 節〉 22

第1章 運動綱領

思想的出発点

第1条

イスラーム抵抗運動〔にとって〕、イスラームはこれの行動指針である。イスラーム抵抗運動は、これより世界(kawn)や生活(ḥayāt)、人々についての考えや理解、見解を導き出す。また、すべての行動における判断をこれに託し、行動の導きを求める。

イスラーム抵抗運動とムスリム同胞団との関係

第2条

イスラーム抵抗運動はパレスチナのムスリム同胞団の一翼(janāḥ)である 23)。ムスリム同胞団運動は、世界的な組織であって、近代における最も大きなイスラーム運動である。そして、生活のあらゆる側面、理解や信仰、政治や経済、教育(tarbiya) 24 や社会、司法や規定、呼びかけや学習、芸術や情報、隠れたものと明らかなるもの、その他生活のさまざまな側面におけるすべてのイスラーム的観念についての深い理解や緻密な見解、完全な包括性を〔ムスリム同胞団は〕特徴としている。

構成と成り立ち

第3条

イスラーム抵抗運動の基礎は、アッラーに忠誠を捧げ、アッラーを真に崇拝するムスリムによって成り立っている。「わし〔アッラー〕が妖霊や人間を創ったのは、わしに傅かせようがため」〈「撒き散らす風」章第 56 節〉 26)。彼らは自己や自身の家族、そして郷土(waṭan) 26)に

- 20) [Legrain 1991] や一部の英訳では出典の記載なし。
- 21) 井筒訳では「言いがかりつける女」章と表記される。
- 22) [Legrain 1991] や一部の英訳では「第 107 節」と記載されるが,正しくは [al-Ḥurūb 1997] 掲載の通り「第 108 節」である。
- 23) 「同胞団自体ではなく、同胞団メンバー以外も参加できることを含意する」[小杉 1994: 18]。
- 24) 知識を教える「学習」(ta'lim) に対し、生活や態度などに対する指導の意味も含まれる。
- 25) [Legrain 1991] や一部の英訳では章句の明示なし。なお、井筒訳では「吹き散らす風」章と表記される。
- 26) ワタンは場合によって「祖国」とも訳出されるが、この憲章のなかでは時に複数形で用いられるなど、国家単位ではなく個別の出身地を指す意味合いが強いと判断し、「郷土」と訳出する。

対する自らの義務を知った。くに(bilād) 27 と人々('ibād)を汚れと不浄,そして悪から解放するため,彼らは以上のすべてにおいてアッラーを畏れ,圧制者を前にしてジハードの旗を掲げたのである。「いやいや,我らが真理を掴んでは虚偽にはっしと投げつければ,向うはたちまち頭を割られて.たちまちにして滅び去る」〈「諸預言者」章第 18 節〉 28)

第4条

イスラーム抵抗運動は、これの信念を〔共に〕信じ、これの思想を受け入れ、これの行動指 針を引きうけ、これの秘密を守り、そして、義務を果すためにこれの隊列に加わることを望む すべてのムスリムを歓迎する。彼にはアッラーより褒美があるであろう。

イスラーム抵抗運動の時間的, および地域的広がり

第5条

イスラーム抵抗運動の時間的広がりについて〔は以下の通り〕。自らの行動指針としてイスラームを採用することにより、イスラーム抵抗運動はイスラームの教えの誕生やサラフ²⁹⁾ まで〔時間を〕遡る。イスラーム抵抗運動にとって、アッラーは目標であり、使徒は規範であり、クルアーンは憲法である。次いで地域的〔広がりについては以下の通り〕。地上のどこであろうと、イスラームを自らの行動指針として受け入れるムスリムがいるすべての場所である。以上によって、これ〔=ハマース〕は大地の深くに根をはり、天空を抱くところまで届く。「まあ、ちょっと見てみるがよい、アッラーは実に譬えの引き方がお上手ではないか。〔例えば〕、善い言葉は善い樹木のごとく、その根はかたく、その枝は天に伸び、季節ごとに、主の御許しを得て、おいしいものを実らせる、と。アッラーがこういう譬えを人間のためにお引きになるのも、なんとかしてみなに反省させようがため」〈「イブラーヒーム」章第24~25節〉

特徴と独立性

第6条

イスラーム抵抗運動は、独自のパレスチナの運動³⁰⁾ であり、アッラーへ忠誠を捧げ、イスラームから行動指針を導き、パレスチナの隅々にまでアッラーの旗を掲げようと行動する。イスラームのもとで、すべての宗教の信徒は平穏、かつ自己や財産、権利が保障されて共生することができる。イスラーム不在のもとでは、争いが起こり、不正(zulm)³¹⁾ が悪化し、腐敗が広まり、闘いや戦争が起こる。

偉大なムスリムの詩人であるムハンマド・イクバール (Muḥammad Iqbāl)³²⁾ はこのように述べる。

- 27) 国家(dawla) と比較して、より親近性の強い表現であり、直後の「人々」と韻を踏んでいる。
- 28) 一部。第18節はこれに「とんでもないことを言っていた我が身をうらめしく思うだけのこと」と続く。なお、井筒訳では「預言者」章と表記される。
- 29) ムスリムの初期世代を指す。バンナーが影響を受けたマナール派の思想のなかではこれに立ち返る ことが基本理念とされていた [小杉 2006: 229-244]。
- 30) 汎イスラーム的な性格を持つムスリム同胞団に比べ、パレスチナに完全に特化した運動であることを強調している[小杉 1994: 18]。
- 31) エジプトにおける農民反乱で重要な言葉とされる [バラカート 1991]。この後の条文においても複数回言及されることから、この経緯を意識している可能性がある。
- 32) パキスタンの国民的詩人であり、哲学者(生没:1877~1938年)。その詩を通して、ムスリム知識層に大きな思想的影響を与えた。

信仰心消え失せれば安全なく 宗教に感化されぬ者に世界なし 宗教無しにその人生を送る者 破滅をこれの連れ合いとすべし³³⁾

イスラーム抵抗運動の世界性

第7条

世界各地でイスラーム抵抗運動の行動指針を自らの原理とし、[さらに] これを援助し、これの立場を受容し、そしてこれのジハードを強化しようと行動するムスリムの広がりによって、イスラーム抵抗運動は世界的な運動となっている。イスラーム抵抗運動は、その明瞭な思想と気高い目標、さらに崇高な目的によって、その名に価する。

以上に基づいて、イスラーム抵抗運動は捉えられ、また能力をはかられ、その役割を認識されるべきである。この運動の正当性を低く見積もる者、これを援助することから距離を置く者、もしくは目が見えずにこれの役割を損なうことに努力する者は、宿命についてとやかく言う者や、故意もしくは意図せずとも真実に対して目を閉じている者のようである。〔いつの日か〕目覚めた時には、諸々の出来事にすでに追い越され、自己の立場を正当化する術もなくなる。先んじた者にこそ優位があるのだ。

鋭剣の一撃より近しき者の不正 これ精神においてより苦痛なり³⁴⁾

「さらに我らはお前〔 Δ ハンマド〕には真理の書〔Dルアーン〕を下し与えて、それに先立って啓示された聖典〔律法と福音書〕の固めとなし、確かめとなした。さればお前は、彼ら〔D ダヤ教徒やキリスト教徒〕の間を裁くにあたっても、必ずアッラーが啓示し給うたところに依拠して行うべきであって、決して彼らの根拠なき思惑に乗せられて真理に背くようなことがあってはならぬ。我らは汝らのそれぞれに〔D ダヤ教徒、キリスト教徒、D スリム、それぞれ別に〕行くべき路と踏むべき大道を定めておいたのだから。勿論、D アッラーさえその気になり給えば、汝らをただD つのウンマにすることもおできになったはず。だが、汝らに〔D 々に啓示を〕授けてそれで試みてみようとの御心なのじゃ。されば汝ら、互いに争って善行に励まねばならぬぞ。結局はみなアッラーのお傍に還り行く身。その時〔D マラー〕は汝らが今こうして言い争いしている問題についていちいち教えて下さるだろう〕〈「食卓」章第48節〉

イスラーム抵抗運動は、シオニストの侵略に対するジハードの一環であり、これは 1936 年の殉教者イッズッディーン・カッサーム('Izz al-Dīn al-Qassām) と彼の兄弟たるムスリム同胞団の戦士による〔ジハードの〕勃興に繋がりこれと関係する 36 。また、1948 年戦争にお

³³⁾ 二行連句「魂の話」(Ḥadīth al-Rūḥ) の一節 [Iqbāl 2001: 86]。エジプトの国民的歌手ウンム・クルスーム ('Umm Kulthūm) がこれに節をつけて歌っていることでも有名である。

³⁴⁾ ジャーヒリーヤ詩人であるタラファ・イブン・アブド (Ṭarafa ibn al-'Abd) の詩の一つ。この詩の原文では「精神」(al-nafs) の箇所が、「人」(al-mar') と記載されている [al-Khaṭīb and Luṭfī 1975: 30]。

³⁵⁾ カッサーム自身は1935年に殺害されたが、翌年の1936年にアラブ大反乱(アラビア語では「パレスチナ大革命、Thawra Filastin al-Kubrā」)と呼ばれる大規模な蜂起が発生し、これの鎮静に手を焼いたイギリスは、ピール報告によって初めて歴史的パレスチナの分割に言及した[藤田 1989: 130-136]。カッサームはパレスチナで最初の殉教者(shahīd)とされ、現在のハマースには彼の名を冠した「イッズッディーン・カッサーム旅団」(Katā'ib al-Shahīd 'Izz al-Dīn al-Qassām)という武装組織が存在する。

^{36) 1936} 年のアラブ大反乱の際、ムスリム同胞団のパレスチナ問題に関する関心は高まり、1936 /

けるパレスチナ人のジハードとムスリム同胞団の努力とジハード $^{37)}$, 1968年とその後におけるムスリム同胞団のジハード作戦('amalīyāt jihādīya)' $^{38)}$ を含めた一環にも繋がり、これと関係を保っている。

さらに、たとえこれらの環がそれぞれ離れており、シオニストにつき従う者が戦士の面前に置いた障害物がジハードの続行を妨げたとしても、イスラーム抵抗運動は、どれほど時がかかろうともアッラーの約束(wa'd)の実現を目指す。使徒——アッラーが彼を祝福し平安ならしめんことを——は〔以下のように〕言う。「その時〔最後の審判の日〕はムスリムがユダヤ教徒と戦い、石や木々の陰に潜むユダヤ教徒をも殺すまで起こらない。石や木々は言う『おおムスリムよ、アッラーの僕よ。我が後ろにユダヤ教徒がおるぞ。やってきて殺すがよい』と。ただし、ガルカドの木 39)はなにも告げない、なぜならそれはユダヤ教徒の木だからである」〈引用はブハーリーおよびムスリム〉 40

イスラーム抵抗運動のスローガン

第8条

アッラーはこれ〔=ハマース〕の目標であり、使徒は規範であり、クルアーンは憲法であり、 ジハードは手段であり、アッラーのための死は至高の望みである 41 。

第2章

目的

動機と目的

第9条

イスラーム抵抗運動は,実生活のなかにイスラームが不在の時代に誕生した。そのため,〔世の中の〕規則は混乱し,理解は乱れている。価値は安定せず,悪が支配し,不正と闇が蔓延り,臆病者が獅子のように振る舞っている。郷土は奪われ,人々は離散し,そして地上のいたるところで目的なく彷徨っている 42 。真の国家は消え,偽りの国家が建国された。本来の場所には何も残っていない。このようにイスラームが〔生活の〕場から消えてから,すべての物事が変わっている。これが動機である。

一方,目的〔については以下の通り〕。それは、偽りとの闘いであり、これを打倒し、除けることである。これは、真実があらわれ、郷土が回復され、郷土のモスクの上からイスラーム

- 夕 年5月には「パレスチナ支援のための中央総委員会」(al-Lajna al-Markazīya al-ʿĀmma li-Musāʿada Filastīn) が結成された [al-Ḥurūb 1997: 10]。1942年と1945年には同胞団創設者のバンナー自身がパレスチナを訪問するなど [Chehab 2007: 18],同組織がパレスチナ問題に並々ならぬ関心を抱いていたことが伺える。
- 37) 1948年の第一次中東戦争の際、ムスリム同胞団はパレスチナに義勇兵を派遣している[小杉 2006: 248]。
- 38) 1968年以降の「ジハード作戦」が具体的に何を指しているのかは不明である。
- 39) 日本語名不明。エルサレム近郊に自生するとげのある木。
- 40) 『サヒーフ・ムスリム』第3巻「フィタン及び最後の時の書:墓にとどまることを願う男について」を参照し、適宜修正を加えた。
- 41) ムスリム同胞団のスローガン「アッラーは我らが目標, 使徒は我らが規範, クルアーンは我らが憲法, ジハードは我らが手段, アッラーのための死は我らが至高の望み」を踏襲している [森 2004: 95; 森 2010: 49]。
- 42) 1948年の第一次中東戦争,および1967年の第三次中東戦争の前後で発生したパレスチナ難民のことを示唆していると考えられる。

国家の建設を知らせるアザーンが発せられ、すべての人々や物事が本来の所に戻ることを目指 したものである。アッラーは救済者である。

「まこと、もしアッラーが人間どもをお互いに牽制し合うようにしむけ給わなかったら、この地上は腐敗し切ってしまったことだろう。だが有難いことにアッラーは、ありとあらゆるものにあまねく恵みをかけ給う|〈「雌牛|章第 251 節〉⁴³)

第10条

イスラーム抵抗運動,これは自らの道を拓く。力の限りで弱き者すべての支えとなり,不正のもとに置かれたすべての者への援助となる。この場所⁴⁴⁾,そして[ハマースが]到達し影響をもたらすことができるすべての場所において,言葉と行動によって真実をもたらし,偽りを崩壊させることに,努力を惜しまない。

第3章 戦略と方法

イスラーム抵抗運動の戦略・パレスチナはイスラームのワクフの土地である

第11条

イスラーム抵抗運動は、パレスチナの土地が最後の審判の日まで、ムスリムのあらゆる世代を通じてイスラームのワクフの土地であると考える。この土地[すべて]またはこれの一部を諦めたり、もしくはこの土地[すべて]やその一部を明け渡すことは許されない。また、これをアラブ諸国の1国、あるいは全アラブ諸国が所有してはならず、また王や大統領(ra'is)の1人、あるいはその全員もこれを所有してはならない。パレスチナのものであろうとアラブのものであろうと,組織の1つ、あるいはそのすべてもこれを所有してはならない。なぜならば、最後の審判の日に至るまで、イスラームのあらゆる世代を通じてパレスチナはイスラームのワクフの土地であるからである 45 。

これが、イスラーム法(al-Shari'a al-Islāmīya)におけるパレスチナの土地に関する規定 (ḥukm) であり、これはムスリムが力('anwa)で征服したすべての土地におけるのと同様である。征服の時代にムスリムは、その土地を最後の審判の日に至るまでムスリムのあらゆる世代を通じてのワクフとしたのである。

大シリア (al-Shām)⁴⁶⁾ やイラクの征服が完了した後、イスラーム軍の指揮官がムスリムの [正統] カリフであるウマル・イブン・ハッターブ ('Umar ibn al-Khaṭṭāb) のもとに使者を 送り、征服した土地について、兵士に分け与えるべきか、所有者のもとに残すべきか、他にど のようにするべきかと助言を求めた時も以上のようであった。ムスリムのカリフであるウマル・イブン・ハッターブとアッラーの使徒——アッラーが彼を祝福し平安ならしめんことを ——の教友のあいだで協議と討論が重ねられた後、土地は所有者のもとに残され、彼らは土地 とその資源によって恩恵を得ることができるという決定が下された。一方で、土地の管理、お

⁴³⁾ 一部。第 251 節にはこれに先立ち、「そして彼らは、アッラーの御心によって敵を潰走させ、ダーウード(ダビデ)はジャールート(ゴリアテ)を殺した。そしてアッラーは彼(ダビデ)に王権と智恵をお授けになり、かついろいろとお気に召すままにお教えになった」とある。

⁴⁴⁾ 被占領地パレスチナを指すと想定される。

^{45) [}Legrain 1991] ではこれに続き「最後の審判の日までのイスラームのあらゆる世代を真に代表する者がいるだろうか?」と表記される。[飯塚 2001] ではこの箇所が加えられて掲載される。

⁴⁶⁾ 現在のシリア、レバノン、ヨルダン、パレスチナ/イスラエルにあたる地域。

よび土地そのものについては、最後の審判の日までムスリムのあらゆる世代を通じてワクフであるとされ、この土地の所有者の持つ権利は用益権(imtilāk manfa'a)⁴⁷⁾ のみであるとされた。このワクフ [の土地] は空や大地がある限り残るのである。パレスチナに関して、このイスラーム法に反するいかなる振る舞いも偽りであり、それを主張する者に対して反駁されるべきものである。

「これはみな真実、嘘いつわりのないところ。さ、汝(ムハンマド)も早よう偉大な主の御名を声たからかに讃えるがよい」〈「来るべき日」 48)章第 $95\sim96$ 節〉

パレスチナにおけるイスラーム抵抗運動から見た郷土と民族主義 第 12 条

イスラーム抵抗運動の観点では、民族主義(waṭanīya)⁴⁹⁾は宗教信仰の一部である。ムスリムの土地を敵が蹂躙したときこそ、民族主義は最も高ぶり、深きものとなる。敵へのジハードと対決は、すべてのムスリム男性および女性にとって個人の義務(fard 'ayn)となる。女性は夫の許可なくして、奴隷は主人の許可なくしても敵との闘いに出かける。

このようなことはいかなる他の〔社会〕制度のなかにも見られず,以上は疑いの余地なき真実である。他の民族主義が,物質的,人的,または地理的な動機と結びついていると言うのならば,イスラーム抵抗運動の民族主義はこれらすべてを持ち,さらにその上,最も重要となる神聖な動機(asbāb rabbānīya)を持っている。これはイスラーム抵抗運動に魂と生を与え,ここで〔ハマースの民族主義は〕魂の源と生の授与者に至り,郷土の空に神の(ilāhīya)旗を掲げて,地上と空とを固く結びつける。

モーセ来たりて杖投げし 奇術魔術師消え去らん50)

「既にして正しい道と迷妄とははっきりと区別された(イスラームの啓示によって)。されば ターグート(イスラーム以前のアラビアで信仰されていた邪神のたぐい)に背いてアッラーの 信仰に入る人は、絶対にもげることのない把手を掴んだようなもの。アッラーはすべてを聞き、 あらゆることを知り給う | 〈「雌牛 | 章第 256 節〉 51)

平和的解決、提案、および国際会議

第13条

パレスチナ問題(al-Qaḍīya al-Filasṭīnīya)の解決に向けた提案や、平和的解決または国際会議と呼ばれるところのものは、イスラーム抵抗運動の理念と対立する。パレスチナの一部分でも諦めることは、宗教の部分的な放棄であり、イスラーム抵抗運動の民族主義はこれの宗教の一部である。以上に基づいてイスラーム抵抗運動は自らの成員を教育し、郷土の上にアッラー

- 47) 「用益権」との訳語は、[飯塚 2001]、[森 2004] に依拠する。
- 48) 井筒訳では「恐ろしい出来事」章と表記される。
- 49) ワタニーヤは土地としてのワタン(祖国,郷土)への帰属意識を出発点とするものであり、ナショナリズムの一形態として「民族主義」や「愛国主義」などと訳出される。本訳出では「民族主義」と一括して表記するが、ワタニーヤが土地と分かちがたく結びついた概念であることを想起すれば、この用語が常に土地との関係で言及されている背景がよりよく理解されるであろう。
- 50) 格言, もしくは詩の一部と推測されるが, 出典は不明である。
- 51) 一部。第256 節にはこれに先立ち、「宗教には無理強いということが禁もつ」とある。

の旗を掲げようと彼らはジハードを行うのである。

「いずれにしてもアッラーは、こうと思いたったことは完全に完就し給う。大抵の人間は知らないが」 $\langle \lceil 2 \rceil \rangle^{52} \rangle$ 。

時に、この問題の解決を模索するために国際会議の開催が呼びかけられる。しかし、会議の開催 [そのもの] やこれに参加することに同意するためとして、さまざまの条件が整うことを要求し、さまざまな動機によって、この会議を受け入れる者は受け入れ、拒否する者は拒否する。イスラーム抵抗運動は、この会議を構成する当事者 [そのもの]、そして彼らがムスリムの問題に対して過去そして現在にとってきた立場に関する知見から、これらの会議が必要とされる事柄を実現し、権利を回復し、不正のもとにおかれた者を公正に扱うことが出来るとは考えていない。これらの会議とは、ムスリムの土地において背教(kufr)の徒が権力を握る類のものでしかない。いつの時代に背教の徒(ahal al-kufr)が信仰の徒(ahal al-'īmān)を公正に扱っただろうか?「ユダヤ教徒も、キリスト教徒も、お前が彼らの宗教を信奉しないかぎり絶対に満足しないであろう。言ってやるがよい、『アッラーの御導きこそ真の導きだ』と。もしも汝(ムハンマド)、(真の) 知識を(神から)授けて戴きながら、しかも彼らの根も葉もない思惑に順うようなことがあったなら、アッラー(のお怒り)からお前を保護してくれる者も援助してくれる者もありはしないのだぞ」〈「雌牛」章第120節〉

ジハードによる以外にパレスチナ問題の解決はない。さまざまな提案や提議, 国際会議などは, 時間の浪費であり, 無意味なものである。パレスチナ民衆 (sha'b) は自身の未来や権利, そして運命を無駄に帰する [者] よりも誇り高き者なのである。聖なるハディースにはこのようにある。

「大シリアの人々はその土地における〔アッラーの〕鞭である。アッラーはその下僕のなかから望んだ者に復讐をする。偽善者が信仰に生きる者のうえに置かれることは禁じられ,彼らは不安と悲しみのなかでのみ死ぬ」〈引用:タバラーニー,マルフーウ 53)、およびアフマド,マウクーフ 54)。おそらく真正,これらの伝承者は信用に足る。アッラーはすべてを御存知〉

3 つの環

第 14 条

パレスチナ解放の問題は3つの環と関わっている。パレスチナの環,アラブの環,そしてイスラームの環である。これら3つの環すべてには,それぞれにシオニズム(al-Ṣahyūnīya)との闘いにおいて役割があり,そしてそれぞれに義務を負っている。これらの環のいずれかでも無視することは,深刻な過ちであり,恥ずべき無知である。パレスチナはイスラームの土地('ard islāmīya)であり,最初のキブラ 55 と3番目の聖域 56 が位置する,アッラーの使徒——アッ

^{52) [}Legrain 1991] 掲載の原典や一部の英語訳には章節についての記載がないため、原典で表記されていなかった可能性がある。第 21 節にはこれに先立ち、「さて、彼を買ったのはエジプトの人で、妻にこう言った、『お前、この子にやさしくしておやり。何かの役に立つかも知れんし、また場合によっては養子にしてもいいではないか』と。こういう次第で我ら(アッラー)はユースフをその国(エジプト)に住ませることにした。また世の出来事の深い意味のとりかたも教え込むことにした(預言者として育てることにした)」とある。

⁵³⁾ ムハンマドの慣行にその起源を遡るものの意 (marfū')。

⁵⁴⁾ 伝達の経路が不明確であるものの意 (mawqūf)。

⁵⁵⁾ 礼拝の方向。現在はマッカだが、イスラーム初期にはエルサレムに向いていた。

⁵⁶⁾ マッカ、マディーナのそれぞれのモスクに次ぐエルサレムのアクサー・モスクのこと。

ラーが彼を祝福し平安ならしめんことを――の昇天⁵⁷⁾ の場 (masran) なのである。

「ああなんと勿体なくも有難いことか, (アッラー) はその僕 (ムハンマド) を連れて夜 (空) を逝き, ハラーム・モスクから, かの, 我ら (アッラー) にあたりを浄められたアクサー・モスクまで旅して, 我らの神兆を目のあたりに拝ませようとし給うた。まことに耳早く, すべてを見透かし給う御神 | 〈「夜の旅 | 章第1節〉

以上の事により、パレスチナの解放はどこに在ろうともムスリムすべてにとって個人の義務なのである。以上に基づいてこの問題は捉えられるべきであり、すべてのムスリムは以上のことを悟るべきである。

3つの環の力が〔総〕動員されるという前提のもとにこの問題が取り組まれる日には、現状は変わり、解放の日が近づくであろう。

「驚いたことに、彼ら(似非信者ども)はアッラーよりもお前たち(=ムスリム)の方がもっと恐ろしいらしい。なにもわけのわからぬ連中だからこのようなことになる」〈「集合」⁵⁸⁾ 章第13節〉

パレスチナ解放に向けたジハードは個人の義務

第15条

敵がムスリムの土地のいくらかを奪った日には、ジハードはすべてのムスリムにとって個人の義務となる。ユダヤ人のパレスチナに対する強奪行為に立ち向かう際には、ジハードの旗を掲げなければならない。以上はこの地域やアラブ〔世界〕、さらにはイスラーム〔世界〕において大衆(jamāhīr)のなかでのイスラームの目覚め(wa'y islāmī)の広がりを必要とする。そしてジハードの魂をウンマのなかに広め、敵と闘い、戦士の隊列に加わらなければならない。さらに、ウラマーや教育関係者、報道や出版関係者、知識人、そして特にイスラーム運動の若者や長老は、この啓発活動に参加しなければならない。教育カリキュラムには本質的な変革がもたらされるべきであり、オリエンタリストや宣教師によってもたらされた思想的侵略(alghazw al-fikrī)の影響からこれを解き放つべきである。その侵略は、サラーフッディーン・アイユービー⁵⁹⁾が十字軍を打ち負かした後に、中東地域に対して突然始められた。十字軍は、思想的侵略によって下準備をしなければムスリムを打ち負かすことができないと気がつき、ムスリムの思想を揺るがし、伝統を汚し、規範を傷つけたのである。以上の後に軍隊による侵略があった。以上は、植民地主義の侵略(al-ghazw al-isti'mārī)への準備だったのである。アレンビー⁶⁰⁾はエルサレム入城に際して、「今日をもって十字軍の戦争は終わったのだ」との言葉を発表し、またグロー将軍⁶¹⁾は、サラーフッディーンの墓の前に立ち、「我々は帰ってきたぞ、

⁵⁷⁾ マディーナから天馬 (ブラーク) に乗ってムハンマドが一夜にしてエルサレムに到達し,7層の天界に昇ったという奇跡のこと。

⁵⁸⁾ 井筒訳では「追放」章と表記される。

⁵⁹⁾ 日本では一般に「サラディン」と呼称される(生没:1138~1193年)。アイユーブ朝の創始者であり、 対十字軍戦争での活躍で名を馳せた。彼の指揮下でエルサレムは十字軍の支配下から奪還された。

⁶⁰⁾ エドマンド・アレンビー (Edmund Allenby, 生没: 1861~1936年) はイギリスの陸軍司令官。第一次世界大戦ではエジプト遠征軍の司令官に任ぜられ, 1917年12月に軍を率いてエルサレムに入り, これを管理下に置いた。後に1919年から1925年にかけては, エジプトにおけるイギリス高等弁務官をつとめている [Barnhart, ed. 1954: 111-112; Simon and Mattar, Bulliet, ed. 1996: 109-110]。

⁶¹⁾ アンリ・グロー (Henri Gouraud, 生没: 1867~1946年) はフランスの軍司令官。第一次世界大 戦中のガリポリの戦いでは、フランス軍を指揮し、戦闘のなかで右腕を失っている。1920年

サラーフッディーンよ」と述べた。植民地主義は、〔かつて〕思想的侵略を強化し、その根を さらに深いものとするのを助けたが、現在もこの状況は続いている。以上すべてが、パレスチ ナ喪失への下準備であったのだ。

パレスチナ問題は、ムスリムのあらゆる世代の知性のなかに、これが宗教的問題(qaḍiya dīnīya)であると教え込まれる必要があり、この問題への取り組みは以上に基づいて行われるべきである。これ [=パレスチナ問題] は、イスラームの聖地を含んだものであり、そのなかにはアッラーの使徒——アッラーが彼を祝福し平安ならしめんことを——の夜の旅(isrā')とそこからの昇天(mi'rāj)によって、空と地上がある限りにおいて離れることなくハラーム・モスクと結びついたアクサー・モスクがある。

「アッラーのための1日の絆は、この世とそこにある〔すべての〕ものよりも善い。汝らのうち1人の鞭が天国に占める場所は、この世とそこにある〔すべての〕ものよりも善い。アッラーのために僕が往来するのは、この世とそこにある〔すべての〕ものよりも善い」〈引用:ブハーリーおよびムスリムおよびティルミーズィーおよびイブン・マージャ〉

「ムハンマドの命を手中にされている御方に誓い,まことに,我はアッラーのために攻め込んで死し,そしてまた攻め込んで死し,そしてなお攻め込んで死すことを望んでいるのだ」〈引用: ブハーリーおよびムスリム〉 62

あらゆる世代の教育

第16条

我々の地域におけるイスラームのあらゆる世代を通じた教育は、宗教的義務の実行や、アッラーの本 [クルアーン] の注意深い研究、預言者の慣行の研究、確かな出所からなるイスラームの歴史や遺産の研究に基づいたイスラーム的な教育であるべきである。以上は、専門家や学者の導きのもと、ムスリムに思想と信念における健全な見解をもたらすカリキュラムを採用した上で行われるべきであり、敵 [そのもの] とこれの物的および人的能力についても注意深い研究がなされる必要がある。敵の弱い部分と強い部分を知ること、さらに敵を援助し、敵の側についている勢力を知ることも必要である。加えて、現在起こっていることを知り、新たな事態を追い、それらに対する分析や解説を研究することも必要である。計画や未来 63 、またすべての現象について研究することが必要であり、その結果、ジハードを行うムスリム(al-muslim al-mujāhid)は自らの目標や目的、道、そして自らを取り巻く事態を認識したうえで、自らの時代を生きるのである。

「『これわが子よ(ルクマーンの言葉)たとい芥子一粒ほどの目方でも、しかもそれが岩石の中、大空、大地、どこに(匿されて)おろうとも、アッラーは忽ち探し出し給う。どんなかすかなものでも必ず見つけ出すお方、何から何まで御存知のお方』。『これわが子よ、礼拝の務めを果たし、他人には善を勧めて悪を抑え、どのような目に遇おうともよくそれに耐えぬくように。それこそ物事の正しいあり方というもの。それからお前かりにも他人に頬をそむけて見せたり、地上をさも偉そうに闊歩したりしてはいけない。やたらに威張りちらし、偉がる者はアッラーの好み給うところではない』」〈「ルクマーン」章第 $16\sim18$ 節〉 64

グ からはレバントにおけるフランス軍を指揮し、シリアとレバノンにおけるフランス高等弁務官をつ とめている [Barnhart, ed. 1954: 1800]。

^{62)『}サヒーフ・ムスリム』第3巻「聖戦やアッラーの道のために砕身することの徳」参照。

^{63) [}Legrain 1991] では「計画や未来」は「現在や未来への計画」と表記される。

ムスリム女性の役割

第17条

解放闘争(ma'raka al-taḥrīr)において女性が果す役割は、男性のそれに劣らない。女性は男を生み出すのである。あらゆる世代を導き、そして教育するなかでの女性の役割は大きい。敵はすでに女性の役割に気が付いており、その思惑通りイスラームから遠ざかるように女性を向かわせ、成長させることができれば、この闘争にすでに勝利していただろうと考えている。このため、さまざまな名前とさまざまな姿をしたシオニスト組織に吸収された専門家を介して、報道や映画、教育カリキュラムを通した継続的な企みを行っている敵の姿を見て取ることができるのである。これらの組織はフリー・メイソンやロータリー・クラブ、さまざまなスパイ集団などであり、これらすべては破壊と破壊をもたらす者の巣窟である。これらのシオニスト組織は社会のなかで自らの任務を遂行することを可能にする莫大な物的能力を備えており、イスラームがこの地に不在で、人々の間からも失われているなかで活動を実現することを望んでいる。650。イスラームの人々(islāmīyīn)はあれら破壊をもたらす者の計画に対峙するという自らの役割を果たさなければならない。イスラームが生きる指針たることを勝ち得た日には、人間性やイスラームに対して敵対的なこれらの組織は抹消されるのだ。

第18条

ジハードを行う家 (al-bayt al-mujāhid) やジハードを行う家族 (al-usra al-mujāhid) のなかの女性は、母親であろうと姉妹であろうと、イスラームから得た理解や道徳的価値に則って家を守り、子どもを育て、待ち受けるジハードの役割への準備として息子らに宗教的義務を果たすようにと教育を行うことに最も重要な役割を担っている。この点から、解放闘争のなかでの自己の役割を自覚した良き母となるために、ムスリムの少女が教育される学校やカリキュラムに関心が払われるべきなのである。

女性は家計に対する十分な気遣いと自覚を持っているであろう。家計の節約と無駄の排除は、 取り巻く困難な状況のなかで歩みを続けるために求められるものである。女性は使用可能な資 金が、子どもも大人もが同じく生活を続けるために、血管のなかでのみ流れるべき血液のよう なものであるということを肝に銘ずるべきである。

「すべてを神にお委せした男と女〔ムスリム男性および女性〕,信心深い男と女,言いつけ守る男と女,誠実な男に誠実な女,辛抱強い男に辛抱強い女,慎みぶかい男に慎みぶかい女,施しを好む男と女,断食の務めを守る男と女,陰部を大切にする男と女,いつもいつもアッラーを心に念ずる男と女――こういう人たちにはアッラーは罪の赦しと大きな御褒美を用意してお置きになった」〈「部族連合」⁶⁶⁾ 章第35節〉

⁶⁴⁾ ルクマーン (「アラビアのイソップ」と言われる伝承文学上の賢者) の言葉はこれに続く第19節に、「歩き方は慎ましく、もの言う声は低く抑えて。人の声もいろいろだが、中でも一番いやらしいのは驢馬声というもの」と続く。

^{65) [}Legrain 1991] では「…物的能力を備えており、これらの組織はイスラームがこの地域に不在で、人々の間からも失われているなかで活動を実現することを望んでいる」は「…物的能力を備えており、シオニズムの目的を実現し、敵自らに資する認識を深めることを望んでいる。これらの組織は、イスラームがこの地域に不在で、人々の間からも失われているなかで活動を展開している」と表記される。

⁶⁶⁾ 井筒訳では「部族同盟」章と表記される。

解放闘争におけるイスラーム文芸の役割

第19条

文芸 (fann) には規則と基準があり、これによってイスラーム文芸かジャーヒリーヤ⁶⁷⁾ のもの (jāhilī) かを判断することができる。イスラーム的な解放の問題は、魂を高め、人間の [特定の] 一面をその他の面より優先することなく、むしろ均衡と調和のなかですべての側面を高めるイスラーム文芸を必要としている。

人間とは、一握りの泥と魂の吹き込みから〔生まれた〕すばらしく個性的な存在である。イスラーム文芸は以上に基づき人間に語りかける。しかし、ジャーヒリーヤの文芸は肉体に〔のみ〕語りかけ、〔人間の〕泥の一面を優先するのである。

書籍や記事,発行物,説教 (maw'iza),声明 (risāla),ザジャル (zajal)⁶⁸,カスィーダ (qaṣīda)⁶⁹⁾,唱歌 (unshūda),演劇その他などは、イスラーム文芸の特徴が溢れているものならば、思想的動員にとって必要なものの1つとなり、歩みを続けるための新たな栄養となり、精神の休息となる。道のりは長く、苦しみは多い。〔たとえ〕精神が疲れ果てても、イスラーム文芸が活力を新たにし、活動を復活させ、精神に気高き意義と健全な導きをもたらすのである。

思慮あるならば精神を治すこと これ状況を移ることによってのみ⁷⁰⁾

これらはすべて真剣なことで戯言などではない。ジハードを行うウンマ (al-umma al-mujāhida) は戯言を知らぬのである。

社会的相互扶助

第20条

ムスリム社会は相互扶助の社会である。使徒――アッラーが彼を祝福し平安ならしめんことを――は述べる。「アシュアリー族⁷¹⁾ はなんと素晴らしい者たちか。都市にあろうと旅路にあろうと、自らの持つものを集め、なかでそれらを平等に分け合ったのだ」⁷²⁾、と。

このイスラームの魂は、すべてのムスリム社会にあらわれるべきものである。ナチス的に非道な敵に、男性や女性、もしくは大人や子どもの区別なく行動で抗う社会は、このイスラームの魂を与えられる資格がある。我々の敵は集団的懲罰という手段を用い、人々から郷土や財産を奪い、彼らを追放地(muhājir)や集住の地⁷³⁾までも追いかけた。そして骨を砕き、女性や子供、老人に動機の有無に関わらず発砲し、非人間的な状況に幾千人もの人々を放り込む拘留施設を開設した。さらに、家屋を破壊し、子どもを孤児とし、何千人もの若者に不正な判決を下し、青春の華々しい時代を牢獄の闇のなかで送らせるのだ。

ナチス的なユダヤ人は、女性や子供をも〔射程に〕含み、その脅威は全員に向けられている。 彼らは生活の糧において人々を攻撃し、その資産を奪い、その尊厳を崩壊させた。そして、そ

- 67) イスラームの啓示以前の時代を指す。
- 68) ザジャルとは、人々が集まり、即興で詩を連ねていく形式の詩のこと。
- 69) 詩の形式の1つ。対句を一定数以上重ねて構成される。長詩。
- 70) 格言, もしくは詩の一節と推測されるが, 出典は不明である。
- 71) ハディースのなかでたびたび言及される一氏族。ムハンマドの教えに非常に忠実であったとされる。
- 72) 出典不明。
- 73) 難民キャンプを指すと推測される。

の怖ろしい行動によって、人々を戦争犯罪人に対してよりも過酷に扱った。郷土を遠く離れる ことは、殺されることから遠ざかることでもあった。

このような行為に直面した場合,人々の間に社会的な相互扶助があらわれるのは当然である。 敵に対しては、まさに一個の肉体であるかの如くならねばならない。一部が痛みを訴えれば、 夜も眠れず、熱を出して体全体が震えるのである。

第21条

社会的相互扶助には、すべての困窮者に、物質的、または精神的な支援を差し伸べること、またある種の作業に参加することがある。イスラーム抵抗運動の成員は、大衆の利益を〔自ら〕個人の利益として捉えなければならない。そして、その利益を実現し保持することに努力を惜しむべきではない。成員は、あらゆる世代の未来に影響を及ぼすものや、社会に損失をもたらすようなすべての事柄において、遊びの無いよう努めなければならない。大衆は彼らの一部であり彼らのものである。これの力は彼らの力であり、これの未来は彼らの未来でもあるのだ。イスラーム抵抗運動の成員は、人々と喜びや悲しみを分かち、そして大衆の要求、大衆または自らの利益を実現する事を取り入れなければならない。この魂があらわれたとき、友愛は深まり、協力や慈しみがもたらされ、団結が確固としたものとなり、敵と対峙する隊列が強化されるのだ。

敵を支援する勢力

第 22 条

敵は、遥かなる時代より計画をたて、事物の成り行きに影響を与えるやり方で、「すでに〕彼らが行きついている所まで到達しようと自らの計画を〔うまく〕運んだ。莫大かつ影響力をもつ物質的な富を集めるように動き、自らの夢を実現するためにそれを使ったのだ。その資産によって、彼らは世界的なメディア、報道機関や新聞社、出版社、放送局その他を支配したのである。また、自らの利益を実現し、収穫を刈り取るため、その資力を通じて世界各地で革命を引き起こした。彼らはフランス革命や共産主義革命の背後に、そして我々が〔かつて〕聞いたり、〔今〕聞くところのあちらこちらで起こったほとんどの革命の背後にいたのである。社会を崩壊させ、シオニズムの利益を実現するために、彼らはその資産によって世界各地に広がる秘密組織を立ち上げた。フリー・メイソンやロータリー・クラブ、ライオンズ・クラブ、ブネイ・ブリス⁷⁴⁾ その他である。これらすべては、破壊的なスパイ組織である。その資力を通じて、彼らは植民地主義国家を支配することができ、これを多くの地域での植民地主義活動に導き、結果としてその地の富を吸いつくし、腐敗を広めるのだ。

地域的な戦争および世界戦争に関しても話は尽きない。第一次世界大戦の裏に彼らはいた。 そこで彼らは、自らのためにイスラームのカリフ制国家⁷⁵⁾ を終焉させ、物質的に儲け、多くの財源を支配し、そしてバルフォア宣言を得た。さらに、彼らは国際連盟を立ち上げ、この組織を通して世界を支配しようとした。また、彼らは第二次世界大戦の裏にもいた。そこで彼らは、戦争物資の取引で大儲けし、国家建設のための準備をした。そして、これを通じて世界を

⁷⁴⁾ ヘブライ語読みでブネイ・ブリット。[Legrain 1991] および [al-Ḥurūb 1997] において, 共通して「同盟の徒」(abnā' al-'ahd) と書かれているが慣例に従って「ブネイ・ブリス」(B'nai B'rith) と表記する。

⁷⁵⁾ オスマン帝国を指す。

支配するために、国際連盟のかわりに国際連合と安全保障理事会の設立を促した。

あちらこちらで起こった戦争のうち、その背後で彼らの指が動いていないものはない。「いかに彼らが戦争に火をつけようとしても、その度ごとにアッラーが消し止めておしまいになる。 地上をあちこちとせわしなく歩き廻って頽廃を惹き起そうとしているが、アッラーは悪の種を播く者どもを好み給わぬ」〈「食卓」章第64節〉⁷⁶⁾

資本主義の西側と共産主義の東側における植民地主義勢力は、物的、人的に与えられる限り全力で敵を支援し、この役割を相互に担いあっている。イスラームがあらわれる日には、背教の徒の勢力はこれに対峙して統一することだろう。背教の徒のあつまり(milla)は1つなのである。

「これ、信徒たち、決して他の連中と親しくしてはならぬぞ。彼らは汝らを破滅させるためならどんなことでもいとわぬ者ども。ひたすら汝らがひどい目に遇うようにとばかり願っておる。はげしい憎悪が彼らの口にはっきりと出ておる。だが、胸にひそめたものはそれよりもっと怖ろしい。さあ、こうして我ら(アッラーの自称)は汝らに神兆をすっかり説き明かしてやったのだ。ただ汝らの方にそれがわかるだけの頭がありさえすれば」〈「イムラーン家」章第118節〉この聖句が「ただ汝らの方にそれがわかるだけの頭がありさえすれば」という崇高な言葉で終わっていることは意味のないことではないのだ。

第4章 〔以下に〕対する我々の立場

(一) イスラーム運動

第23条

イスラーム抵抗運動は、他のイスラーム運動を尊敬と評価の眼差しで見ている。ある一面や認識で違いがあろうとも、その他の面や認識において、[ハマースは] これらと合意している。健全な意志とアッラーへの忠誠が十分ならば、イスラーム抵抗運動はそれらの運動はイジュティハード 77 の門のなかにあると考える。その行動がイスラームの環の枠内にある限り、すべてのムジュタヒド 78 に恩恵がある。

イスラーム抵抗運動は、以上の運動を自らの財産であると考える。これらすべてに対して [アッラーの] 導きと案内を求め、統一の旗を必ずや掲げ続け、本⁷⁹ とスンナに則ったこれの 実現に向けた努力を追求する。

「汝ら,みんな一緒にアッラーの結びの綱にしっかりと縋りつき,ちりぢりになるではないぞ。

- 76) 第64節にはこれに先立ち、「『アッラーの手は鎖で縛られている』などとユダヤ教徒は言う。自分の手こそ縛られてしまうがいい。そして、そんなことを言った罰に呪われてしまうがいい。否々、アッラーの両手は大きく拡がっていて、御心のままに何でも惜しみなく与え給う。お前(ムハンマド)が神様から戴いたものを見たら、彼らの多くは、きっと、ますます反抗的になり、ますます信仰を失うことであろう。我ら(アッラー自称)は彼らの間に、復活のその日まで果しなく続く敵意と憎悪とを播いてやった」とある。
- 77) イスラーム諸学においては、クルアーンやスンナに直接規定のない事柄について、イスラーム法の 範囲内で理性を用いて資格ある者が独自に規範を導き出す行為のこと。現在では、広義の意味では 「勤勉」や「努力」を指す。「イジュティハードの門」については、法解釈がその当時にすべて出尽 くしたとして「イジュティハードの門が閉じられた」と述べられたが、19世紀には再びこれを行 うべきであるとの思想潮流があらわれている。
- 78) イジュティハードを行う資格のある人物のこと。広くは「勤勉な人物」全般を指す。
- 79) クルアーンのこと。

そして汝らにたいするアッラーの恩寵をよく心に銘じておくのだぞ。アッラーは、初め汝らが 互いに敵だったころ、汝らの心を結び合わせて下さり、汝らそのお情けのおかげで兄弟になれ たのではないか。汝らは劫火の穴の縁にいたのを、アッラーがそこから救い出して下さった。 これほどにしてアッラーは汝らに神兆を示し給う。それもみな、もしかしたら汝らが正しい道 に入って来るかも知れんとの御心から出たこと」〈「ィムラーン家」章第102節〉⁸⁰⁾

第24条

イスラーム抵抗運動は,個人や集団に対する誹謗や中傷を許さない。信仰に生きる者は誹謗や呪詛を行わないのである。だが,それと立場や認識とは区別される必要がある。イスラーム抵抗運動は,誤りを知らせ,これを避けるようにする権利を有する 81)。また,真実を知らせ,提起される問題において客観的に真実が取り入れられるよう行動する権利を有する。知恵は信仰に生きる者にとっての本懐($\dot{\rm dala}$)であり,これをいかなるところで見つけても取り入れるのである。

「きたない言葉を大声で叫ぶ者があるが、これはアッラーはお好みにならない、但し何か不当な目に遇った人の場合は別だが。まことにアッラーは耳敏く、一切を知り給う。汝ら、公然と善行するにしても、そっと隠れてするにしても、また受けた害を赦してやっても、(すべてアッラーは御存知)、アッラー御自身もよく赦し給う、実にお偉いお方におわします」〈「女性」章第148~149節〉⁸²⁾

(二) パレスチナにおける民族主義運動

第25条

[ハマースは] これらと尊敬の念を交わし,これらの状況やこれらを取り巻き,これらに影響を与える事柄を評価する。これらが共産主義の東側や十字軍の西側に自らの忠誠を明け渡さない限り,イスラーム抵抗運動はこれらの手を握り締める [=支持している]。これに融合,もしくはこれと共感を抱くすべての者に,イスラーム抵抗運動はジハードを行う(jihādīya)運動であり,道徳的で自らの生に対する認識と他者との活動において自覚的な運動であることを確約する。[ハマースは] 日和見主義を嫌い,個人としても集団としても人々の益となること以外は望まず,物的な収益,もしくは個人的な名声,自らが利用するようなことを追求しない 83 。「*さ,汝ら,彼らに対して,できるだけの軍勢を用意せよ*」〈「戦利品」章第 60 節〉 84 。この義務を果し,アッラーのお喜びを得ること。それ以外に願望はない。

- 80) [al-Ḥurūb 1997], [Legrain 1991] でともに「第 102 節」と表記されるが, 正しくは「第 103 節」である。原典の時点での誤記である可能性が指摘される。
- 81) [Legrain 1991] では「イスラーム抵抗運動は、誤りを知らせ…を有する」の文章の前に「立場や認識において誤りがある時には」と表記される。
- 82) [Legrain 1991] および一部の英訳([Kadayifci 2007])においては,「第 147~148 節」と表記されるが, 正しくは [al-Hurūb 1997] 掲載の通り「第 148~149 節」である。
- 83) [Legrain 1991] や多くの英訳では、「もしくは個人的な名声、自らが利用するようなことを追求しない」は「もしくは個人的な名声を望まず、人に見返りを求めず、自らの物的能力と自らが利用できる限りのものによって行動する」と表記される。
- 84) 一部。第60節にはこれに続き、「(…できるだけの軍勢と)繋ぎ馬を用意せよ。それでアッラーの敵と汝らの敵を嚇してやるがよい。それからそのほかにも汝らの知らない(敵)が沢山いる。アッラーだけは彼らを全部御存知。汝らがアッラーの御為に費やすものはいかなるものでも必ず充分に返して戴けるのだぞ。決して不当な目に逢わさればせぬ」とある。

パレスチナを解放するためにパレスチナの地において活動するすべての民族主義的な方向性に対し、[ハマースは] 自らがこれへの支援と助けとなることを約束する。言葉においても行動においても、また現在においても未来においてもそれ以外のものとなることはない。集合あって分裂なく、維持あって浪費なく、統一あって分断なし。[ハマースは] すべての良き言葉と献身的な努力、讃えるべき尽力を評価する。取るに足らない対立に扉を閉ざし、噂や偏向した言葉に耳を貸さず、その一方で自衛の権利に自覚的である。

この方針に反する、もしくは矛盾する事柄はすべて、攪乱や隊列の崩壊、些細なことに時間を費やさせることを目的とした、敵やその足元におもねる者によるねつ造である。

「これ、お前たち信徒のものよ、 $\overline{\mathcal{R}}$ 曲な人間が何か情報を持って来た場合には、まず(嘘かまことか)よく確かめること。(うっかり飛びついて)思わず他人に大変な迷惑をかけ、あとで自分のしたことを悔やむような羽目になってはこまる | 〈「部屋 $|^{85}$ 章第6節〉

第26条

イスラーム抵抗運動、これはパレスチナの民族主義運動——東側にも西側にも忠誠を明け渡していないもの——に対してこの肯定的な見解を持っているが、以上のことはパレスチナ問題に関して地域的、国際的な場での新たな展開について議論することを〔ハマースに〕妨げるものではない。客観的な議論は、イスラーム的な観点から、民族的利益(al-maṣlaḥa al-waṭanī)とこれら〔の民族主義運動〕が、どれほど調和し、もしくはどれほど異なっているのかを明らかにする。

(三) パレスチナ解放機構

第 27 条

パレスチナ解放機構は、もっともイスラーム抵抗運動に近しいものである。これのなかには 父、もしくは兄弟、親類、友人がいる。ムスリムがその父や兄弟、親類、友人を粗野に扱うだ ろうか。我々の郷土は1つであり、我々の苦境も1つであり、我々の運命も1つであって、我々 の敵は共通しているのだ。

この組織の成り立ちを取り巻いた事情,さらに思想的混乱からアラブ諸国に立ち現われた事情に影響され,この組織は世俗主義国家という考えを採用してしまった。これは、十字軍の敗北からアラブ世界をその影響下に置き、オリエンタリズムや宣教、植民地主義によって〔かつて〕強化され、いまだに強化され続けている思想的侵略の結果としてのことである。このように我々は理解している。

世俗主義的な思想は、宗教的な思想と完全に矛盾する。そして、立場や行動というものは、この思想〔というもの〕に基づいてとられ、決定もこれに基づいて行われる〔ものなのである〕。この点から、パレスチナ解放機構——そして、これが発展していく可能性のあるもの——を評価し、そしてアラブ・イスラエル紛争(al-Ṣirā' al-'Arabī al-Isrā'ilī)におけるその役割を矮小化しない一方で、我々は現在そして未来のパレスチナのイスラーム的な性格(islāmīya)を世俗主義的な思想と置き換えることはできないのである。パレスチナのイスラーム的な性格は、我々の宗教の一部であり、自らの宗教を軽視する者はすでに敗者である。「されば、その心愚鈍な者でなくして何人がイブラーヒームの宗教(milla)を嫌悪しようぞ」〈「雌牛」章第130

⁸⁵⁾ 井筒訳では「私室」章と表記される。

節〉⁸⁶⁾ パレスチナ解放機構がイスラームをその行動指針として取り入れた日には、我々はこれの兵士となり、敵を焼くその炎の燃料となろう。以上が達成されるまで――我々はその日が近いものとなるようアッラーに願う――、パレスチナ解放機構に対するイスラーム抵抗運動の立場は、子から父に対するものや、自らの兄弟に対するもの、自らの親戚に対するものとなり、棘が彼を傷つければその痛みを感じ、敵に立ち向かう時には彼を助け、彼に〔アッラーの〕導きと案内があるように祈るのである。

君が兄弟おお兄弟よ、げに兄弟なき者 武器持たずして戦に向かう者に似たり いとこ⁸⁷⁾ はその者、いざその翼を知れ 翼持たずにハヤブサが飛び立てようか⁸⁸⁾

(四) アラブ・イスラームの諸国と政府

第28条

十字軍の⁸⁹ 侵略は邪悪な侵略であり、その目的を達成するために、いかなる行いも躊躇せず、卑しく悪意に満ちたあらゆる手段を使用している。この侵略は、秘密組織に対する侵入やスパイ活動に大いに依拠したものであり、これらの組織から、フリー・メイソンやロータリー・クラブ、ライオンズ・クラブ、その他諸々のスパイ集団が湧き現れた。以上すべての秘密組織、または公に知られる組織は、シオニズムの利益のために行動し、その指示に従って動く。これらは、社会の崩壊や価値の破壊、保障の荒廃、道徳の劣化、そしてイスラームの終焉を目的としている。そして、支配と拡張を容易とするために、あらゆる種類の麻薬や酒類取引の背後にいるのだ。

イスラエルを取り囲むアラブ諸国には、アラブ・イスラーム民衆から成る戦士を前にして、彼らが自らの役割を担い、パレスチナにおけるムスリム同胞団の兄弟がなす努力に自らの努力を併せることができるように、その国境を開くことが求められている。

また、その他のアラブ・イスラーム諸国には、自国を出入りする戦士の動きに便宜をはかる ことが求められている。これは〔必要〕最低限のことである。

我々は、1967年に聖地エルサレムを占領した際にユダヤ人がアクサー・モスクの戸口に立ち、「娘〔ばかり〕をのこしてムハンマドは死んだ」 90 と叫んだことをすべてのムスリムに必ずや思い起こさせよう。イスラエルは、自らのユダヤ教とユダヤ人によって、イスラームとムスリムに挑戦している。「臆病者の目は眠りにつかない」 91

- 86) 一部。第130節にはこれに続き、「彼〔イブラーヒーム〕こそは我ら〔アッラー〕自ら現世において彼を特に選んだ者。まことに来世においても彼はまた、正しき人の内に数えられるであろうぞ」とある。
- 87) 父方のおじの息子 (ibn 'amm)。
- 88) [al-Ḥurūb 1997] や [Legrain 1991] などに出典の記載なし。この詩は、10世紀にアブー・ファラジ(Abū al-Faraj)によってまとめられた『歌の書』(*Kitāb al-Aghānī*) 第 18 巻中の「ミスキーン [哀れなる者] とその関係者の話」(Akhbār Miskīn wa Nisba-hu) に収録されている [al-Iṣbahānī n.d.:71-72]。この本には、ジャーヒリーヤの時代から 9 世紀にかけての詩などが膨大に収録されている [Kilpatrick 1997]。
- 89) [Legrain 1991] では「十字軍の」(ṣalībīya)は「シオニストの」(ṣahyūnīya)と表記される。
- 90) 侮辱の意があるとされる。
- 91) [al-Ḥurūb 1997] や [Legrain 1991] などに出典の記載なし。この言葉は、シャムスッディーン・ムハンマド・ザハビー(Shams al-Dīn Muḥammad al-Dhahabī)によって編纂された『高貴なる人物たちの歩み』(Siyar A'lām al-Nubalā') 第1巻に記載されている「ハーリド・イブン・ワリード」(Khālid ibn al-Walīd)の項目のなかに、「サイフッラー」(神の剣)と呼ばれたこの軍司令官がシリアのホムス(Ḥims)で死去する前に述べた言葉として掲載されている [al-Dhahabī, ed. 1986: 382]。

(五) 民族主義団体, 宗教団体および〔その他の〕機関, 知識人, アラブ・イスラーム世界 第29条

イスラーム抵抗運動は、以上の団体が様々なレベルで自ら〔=ハマース〕の側に立ち、これを支援し、これの立場を採用し、これの活動および運動を支援することを望む。そして、〔ハマースは〕イスラームの民衆から自らに対する支援と援助、そして、人、物、情報、時間、場所などすべてのレベルで戦略的な深みがもたらされることを目指し、自らへの支援を得るために行動する。以上は、会議の開催、目的をもった冊子の発行、パレスチナ問題〔そのもの〕やこれが直面する事柄、これに対して企てられている事柄について大衆を啓発することを通して行われる 92)。また、十字軍の敗北やタタールの敗走 93)においてその役割を担い、人間味溢れる(insānīya)文明を救った時と同じように、決定的な解放闘争のなかで自らの役割を担わせるためにイスラームの民衆を思想的、教育的、文化的に動員することを通しても行われる。以上のことは、アッラーにとって難しいことではない。

「アッラー御自身こう書いておいでになる、『最後の勝利は必ずわしとわしの信徒たちのもの』 と。アッラーは限りなく力の強い、偉いお方におわします」〈「抗議する女性」章第21節〉⁹⁴

第30条

作家や知識人,報道関係者や説教師,教育関係者やその他アラブ・イスラーム世界のさまざまな分野の人々。以上すべての人々には、シオニストの邪悪な侵略や、多くの国家への浸透、物と情報による支配、そして世界のほとんどの国々でこれらによってもたらされた事態を見据えて、自らの役割を実行し、義務を果たすことが呼びかけられている。

ジハードとは、武器をとり、敵と闘うことに限られない。良い言葉や素晴らしい記事、役に立つ本、支援と援助、以上のすべてはアッラーの旗が高くあることを目指す意志が純粋である限り、アッラーのためのジハードなのである。

「アッラーのための戦に赴く者のために装備を整えた者は遠征したと同様の者である。また聖戦に赴いた者のためにその家族を世話する者も遠征したと同様の者である」〈引用:ブハーリーおよびムスリム、アブー・ダーウード、ティルミーズィー〉95)

(六) その他の宗教の信徒

イスラーム抵抗運動は人道主義的な運動である

第31条

イスラーム抵抗運動は人道主義的な運動である。人権に配慮し、他の宗教の信徒に対しては イスラームの寛容さを順守する。これ〔ハマース〕を敵と宣告したり、これの活動を妨げる、 もしくはこれの努力を無駄にするために道をふさぐ者でない限り、彼らに敵対することはない。

- 92) [Legrain 1991] では「以上は、会議の開催、目的ある冊子の出版、パレスチナ問題…」は「以上は、連帯的な会議の開催、明示的な出版物や支援的な記事、目的ある冊子の発行、パレスチナ問題…」と表記される。
- 93) フラグによるモンゴル帝国の西アジア遠征を, 1260年のアイン・ジャールートの戦いで食い止めたことを指す。
- 94) この節の登場は序に続いて2回目。ハマース憲章を通して、2回引用されているのはこの節と第22条と第32条で登場する「食卓章第64節」のみである。
- 95) 訳は日本ムスリム協会『サヒーフ・ムスリム』第3巻「統治の書」のなかの「アッラーの道のために赴く者への装備を用意する者と、戦士の家族に善行をなす者の徳に関して」に拠る。

イスラームのもとで、イスラーム、キリスト教、ユダヤ教の3宗教の信徒は安全と保障のなかで共生することができる。イスラームのもとでなければ、この安全と保障が履行されることはない。近代そして遥かなる歴史が、以上の良き証人である。

他の宗教の信徒は、この地域での主導権をめぐりイスラームに争いを挑むことをやめるべき である。なぜなら、彼らが統治を行う日には、虐殺と拷問、追放しかないからである。彼らは お互いに〔さえ〕問題を抱えており、他の宗教の信徒に対しては述べるまでもない。過去と現 在は、以上を確証する事例で満ちている。

「どうせあのような者ども〔ユダヤ人とそれにひそかに味方する似非信者〕が寄り合ったところで、お前たちに戦いをしかけたりするものか。戦うとしたら、まず、水も洩らさぬ防備した覧とか、防壁のかげとかでするくらいのもの。いかにも強そうにしておるが、それもただ仲間同士のこと。汝〔ムハンマド〕は彼らが一致団結しているように思っているが、実はみんな心がばらばら。もともと頭のわるい連中だから無理もない」〈「集合」章第14節〉

イスラームはすべての者にあるべき権利を与え、他者の権利を侵害することを許さない。我々の民衆に向けられたナチス的シオニストの行動は、彼らの侵略の寿命を引きのばすものではない。「不正の国家は一時のもの、真の国家は時〔=最後の審判の日〕至るまで〔続く〕」 96 「宗教上のことでお前たちに戦いをしかけたり、お前たちを住居から追い出したりした者どもでさえなければ、いくら親切にしてやろうと、公正にしてやろうと、アッラーは少しもいけないとはおっしゃりはせぬ。もともとアッラーは公正な人間がお好き」〈「試問される女性」 97 章第8節〉

(七) パレスチナ民衆を孤立化する企み

第32条

世界的シオニズムや植民地主義勢力は、狡猾な活動と用意周到な計画によって、アラブ諸国を次々にシオニズムとの争いの環から外し、最終的にこの件〔=シオニズムとの争い〕をパレスチナ民衆のみに限定しようと企んでいる。すでに、裏切り的なキャンプ・デーヴィッド合意⁹⁸⁾ によって、エジプトは争いの環から大変に大きく外された。そして、これらはその他の〔アラブ〕諸国を似たような合意に引きこみ、争いの環から外そうと企てている。

イスラーム抵抗運動は、アラブ・イスラームの民衆に対し、この恐るべき計画が続かぬようたゆまぬ真剣な行動をとること、またシオニズムとの争いの環から外れることの危険について大衆を啓発することを呼びかける。今日のパレスチナ〔の姿〕は、明日の他の地域〔の姿〕である。シオニストの計画に、限りはない。パレスチナのあとには、ナイルからユーフラテスまで拡大することを望んでいる。行きついた場所を消化しつくしたのならば、その他〔の地域〕へ拡大することを待ち望み、〔その他でも〕同様である。彼らの計画は『シオン長老の議定書』のなかにあり、現在の彼ら〔の行動〕は我々が述べることの良き証人である。

シオニズムとの争いの環から外れることは、重大な裏切り行為であり、それを行う者には呪いがあるだろう。「次の合戦にそなえるためとか、ほかの隊に合流するためとかいうのなら別だが、(合戦の)日に敵に背を見せるような者は、忽ちアッラーの御怒りを背負いこみ、行く

⁹⁶⁾ 出典不明。

⁹⁷⁾ 井筒訳では「調べられる女」章と表記される。

^{98) 1978}年9月にアメリカの仲介でイスラエルとエジプト間において成立し、翌年に和平条約が調印された。

先はジュハンナム [地獄]。行きつく先はおそろしいぞ」〈「戦利品」章第 16 節〉。この野蛮で、ナチス的、タタール的な侵略に立ち向かうためには、すべての力と能力を結集しなければならない。さもなければ、郷土は失われ、住民は路頭に迷い、地上に腐敗が広まり、すべての宗教的な価値が破壊される。すべての人間に、彼自身がアッラーを前にして責任を負っているのだと知らしめよう。

「ただ一粒の重みでも善をした者はそれを見る。ただ一粒の重みでも悪をした者はそれを見る」 〈「地震」章第 7 ~ 8 節〉 $^{99)}$

世界的シオニズムとの争いの環のなかで、イスラーム抵抗運動は自らを槍先であり、道のりの〔第一〕歩であると考えている。パレスチナという場で活動するすべての者の努力に、〔ハマースは〕自らの努力を併せる。そして、アラブ・イスラーム世界のレベルで〔他の〕歩みがこれに連なり続ける¹⁰⁰⁾。これ〔ハマース〕¹⁰¹⁾ は、戦争商人たるユダヤ人との〔争いにおける〕やがてやって来る役割〔を果す〕に価するものなのである。

「我ら[Ty] 「我ら[Ty] 」」は彼らの間に,復活のその日まで果しなく続く敵意と憎悪とを播いてやった。いかに彼らが戦争に火をつけようとしても,その度ごとにアッラーが消し止めておしまいになる。地上をあちこちとせわしなく歩き廻って頽廃を惹き起そうとしているが,アッラーは悪の種を播く者どもを好み給わぬ」〈「食卓」章第 64 節〉 102)

第33条

イスラーム抵抗運動は、体系だてられ、宇宙の摂理(sunna al-kawn)と調和したこれらの一般認識から生じ、敵に立ち向かう宿命の大河に流れ出て、ムスリムの人々、イスラームの文明、そしてアクサー・モスクを始めとするイスラームの聖域を守る。アラブ・イスラームの民衆やこれの政府、これの民間および公的な団体に、イスラーム抵抗運動に対する自らの眼差しおよびこれとの関わりのなかでアッラーを畏れよと迫る。これらの者は、アッラーが望まれるようにこれ「ハマース」に対する支援と援助となるべきであり、これにはアッラーの導きがついにもたらされるまで助けと度重なる支えが与えられるのである。隊列が〔別の〕隊列に合わさり、戦士が〔他の〕戦士に融合し、イスラーム世界のいたる所で人々の集まりが興り、ジハードに来たれ(ḥayy 'alā al-jihād)¹⁰³⁾と繰り返す義務の呼びかけに応えるのである。呼びかけは高き天にも届き、解放が達成されるまで、そして、侵略者が敗北し、アッラーの勝利が実現されるまで繰り返される。

- 99) [Legrain 1991] や一部の英訳には出典の記載なし。
- 100) [Legrain 1991] では「そして, アラブ・イスラーム世界のレベルで〔他の〕歩みがこれに連なり続ける」は「そして, アラブ・イスラーム世界のレベルで, アラブ・イスラームの民衆から, また, イスラーム団体から度重なる歩みがこれに連なり続ける」と表記される。
- 101) [Ahmad 1994] などの英訳では、これ(hiya)が直前に挿入される「民衆」もしくは「イスラーム団体」を指すものとして訳出されている。これは [Legrain 1991] に掲載されている版をもとにしたために導かれた解釈である。しかし、本稿ではハマースを指すものとして訳出する。その理由としては、[al-Ḥurūb 1997] においては、前脚注の通り、「民衆」や「イスラーム諸団体」という言葉が省略されていることが挙げられる。本稿でいくつか指摘してきた [al-Ḥurūb 1997] および [Legrain 1991] の間にある差異において、他の箇所で意味上に大きな変化をもたらすものは見られない。このため本稿では [al-Ḥurūb 1997] 掲載の版ではこれがハマースを指すように記載されていることを意識し、本文の通り訳出する。
- 102) この節の登場は第22条に続き2回目。
- 103)「礼拝に来たれ」(hayy 'alā al-salāt) と呼びかけるアザーンの言葉を模している。

「だが、アッラーは、御自身に味方する者を必ず助け給う。まことにアッラーは強くてお偉い お方 $|\langle \lceil \text{巡礼} \mid \hat{\phi} \rangle \rangle$ 504

第5章 歴史の証言

歴史を通した侵略者との対峙

第34条

パレスチナは大地の要であり、大陸が交差する場であり、歴史の始まりから貪欲な者の渇望の[対象となる]場であった。使徒——アッラーが彼を祝福し平安ならしめんことを——は、偉大な教友であるマアーズ・イブン・ジャバル(Maʿādh ibn Jabal)に述べた聖なるハディースのなかで以上について指摘し、このように述べた。「ああ、マアーズ。私の死後にアッラーはお前たちにアリーシュ 105 からユーフラテスまでの大シリアをひらかれるだろう。そこの男も女も子どもも、最後の審判の日まで持ち場につく(murābiṭūn)であろう。お前たちのなかの誰もが、大シリアのどこかの海辺[の土地]を選ぼうと、エルサレム(bayt al-maqdis)を選ぼうと、その者は最後の審判の日までジハードの状態になるのだ」 106 。

欲ある者が幾度もパレスチナを欲し、これを軍隊で襲い、その欲望を実現しようとした。そして十字軍の大軍が自らの教義を抱え、その十字を掲げながらパレスチナにやってきて、ある時代にはムスリムを打ち負かすことができた。ムスリムは、宗教の旗のもとに集い、諸事をまとめ、自らの主〔アッラー〕を称え、サラーフッディーン・アイユービーの20年近い指揮下で戦士を送り出すことではじめて、パレスチナを奪還した¹⁰⁷⁾。これは明確な勝利(fataḥ)であって、十字軍は打ち負かされ、パレスチナは解放されたのである。

「信仰なき者どもに言ってやるがよい,『お前たち,いまに打ち負かされたあげく,ジュハンナム (ゲヘナ,すなわち地獄の劫火)の中に集められるぞ。それこそとてもたまらぬ寝床となろうぞ』と」〈「イムラーン家」章第12節〉

これこそが解放のための唯一の道である。この歴史の証言の信憑性に疑いの余地はない。以上は宇宙の摂理の1つであり,存在の法則(nāmūs al-wujūd)の1つである。鉄を砕くのは鉄でしかなく,彼らの誤った偽りの信念を打ち破るのは,真のイスラームの信念を除いて他にはない。ある信念は〔他の〕信念によってのみ争われる。最終的には,勝利は正しさに宿り,正しさとは勝利するものなのである。

「我らの言葉(固い約束) はもうとっくの昔に、我らの遣わした僕ら(預言者たち) に与えてある。すなわち、必ず彼らを助けてやろう、必ず我らの軍勢の大勝利、と」〈「整列者」章 171~173 節〉

- 104) 一部。第40節にはこれに先立ち、「すなわち、なんの罪とがもないのに、ただ『我らの主はアッラーだ』と言うだけの理由で住居から逐い出されたような人たちのこと。アッラーのおはからいで、人間がお互いに撃退し合うようになっていなかったなら、修道院でも教会でもシナゴーグでもモスクでも、およそアッラーの御名が盛んに唱えられるようなところはみな完全に壊されていたことであろう」とある。
- 105)シナイ半島北部に位置する都市の名称。
- 106) この物語は、アブー・ヤマン・ハンバリーによって編集された『エルサレムとヘブロンの歴史について』(*al-Unus al-Jalīl bi-Tārīkh al-Quds wa al-Khalīl*) 第1巻のなかに収録されている [al-Khanbalī 1968: 228]。
- 107) この憲章が発表された 1988 年が、イスラエルによる 1967 年の西岸地区・ガザ地区占領から約 20 年後であることを示唆している可能性が考えられる。

第35条

イスラーム抵抗運動は、サラーフッディーン・アイユービーの手による十字軍の撃破と、パレスチナの奪還に注目する。また、アイン・ジャールートでのタタールの撃破¹⁰⁸⁾ や、クトゥズ¹⁰⁹⁾ とザーヒル・バイバルス¹¹⁰⁾ の手によってタタールの棘が粉砕され、人間味溢れる文明の意味のすべてを破壊するタタールの殲滅からアラブ世界を救ったことにも注目している。[ハマースは] 以上を真剣に見据え、これから教訓や戒めを得る。現在のシオニズムの侵攻は、西からの十字軍の侵攻、一方では東からのタタール [の侵攻] が先にあったものである。以上の侵攻に〔かつて〕対抗し、闘う計画を練り、そして撃破したように、ムスリムはシオニズムの侵攻に立ち向かい、これを撃破することができるであろう。もし、純粋な志を持ち、確固たる決意を持って、ムスリムが過去の経験を利用して、思想的侵略の影響から解き放たれ、そして先祖の慣行に従うのであれば、以上は、アッラーにとって難しいことではない。

結

イスラーム抵抗運動は兵士である

第36条

イスラーム抵抗運動は自らの道を拓き、我らが民衆のすべてに、アラブ・イスラームの民衆に、自らが個人的な名声や物的な収益、社会的な地位を求めてはいないと幾度も確約する。また、我らが民衆のいずれかに敵対し、これと争い、またその地位を奪うことはないと同じく確約する。以上のようなことは断じてない。これ [ハマース] は、この場所においても、またあらゆる場所においても、ムスリムやこれ [ハマース] に対して平和的な非ムスリムの誰一人にも敵対することはないだろう。また、敵たるシオニストとこれにつき従う者に対峙して活動するすべての団体や組織にとっての助け以外の何者にもならないであろう。

イスラーム抵抗運動は、イスラームを行動指針として採用する。イスラームはこれ [ハマース] の信念であり、[ハマースは] これを信仰している。大小の組織、国家あるいはその他の団体であろうと、あらゆるところでイスラームを行動指針として採用するすべての者にとって、イスラーム抵抗運動はその兵士以外の何者でもない。

我々はアッラーに、我々を導き、そして我々をもって〔人々を〕導き、我々と我々の民(qawm)との間を真実をもって裁くことを願うのである。

「おお主よ, 我々とこの我々の一族との間を真実もてお裁きください。貴方こそ最上の判決者でいらせられます | 〈「高壁 | ¹¹¹) 章第 89 節 〉 ¹¹²

我々の最後の呼びかけ、それは、讃えあれ、アッラー、万世の主 $^{113)}$ 。

- 108) 1260 年にマムルーク朝軍が現在のヨルダン川西岸地区ナーブルス近郊に位置したアイン・ジャールートでモンゴル軍の侵攻を食い止めた戦いを指す。
- 109) マムルーク朝第4代スルターン(在位:1259~1260年)。
- 110) マムルーク朝第5代スルターン (在位: 1260~1277年)。モンゴル帝国と戦い、アイン・ジャールートの戦いでその侵攻を食い止めた。
- 111) 井筒訳では、「胸壁」章と表記される。
- 112) 一部。第89節にはこれに先立ち、「アッラーが我々を救い出して下さったのに、ここでまたお前たちの信仰に還ったりしたら、それこそアッラーにいいかげんな嘘をおしつけることになってしまう。我らの主、アッラーの御心ならばいざしらず、さもない限り我々は絶対に還りはせん。我らの主はその宏大無辺な知識のうちに一切のものを収め給うお方。アッラーだけが我々の頼り」とある。

〈参照〉

●日本語文献●

- 飯塚正人 2001.「イスラーム主義勢力と中東和平――「ハマース憲章」再考――」『平成 13 年度外務省 委託研究「イスラエル内政に対する多角的研究」』日本国際問題研究所, 111-127, 〈http://www2.jiia.or.jp/pdf/global_issues/h13_israel/izuka.pdf〉。
- 井筒俊彦訳 1994. 『コーラン (上)』(井筒俊彦訳) 岩波文庫 (青) 813-1, 岩波書店 (第 43 刷, 初刷 1957 年)。

- 大塚和夫ほか編 2002. 『岩波イスラーム辞典』岩波書店。
- クトゥブ, サイイド 2008.『イスラーム原理主義の「道しるべ」――発禁・"アルカイダの教本"全訳+解説――』(岡島稔・座喜純訳)第三書館。
- 小杉 泰 1994. 「現代パレスチナにおけるイスラーム運動」 『現代の中東』 (第17巻), 2-26。
 - ----- 2006.『現代イスラーム世界論』名古屋大学出版会。
- 末近浩太 2007. 「ヒズブッラーのレジスタンス思想:ハサン・ナスルッラー「勝利演説」」『イスラーム世界研究』第1巻第1号,150-171。
- 高岡 豊・溝渕正季 2010.『レバノン・ヒズブッラーの政治戦略と「抵抗社会」——抵抗運動と殉教の語り ——』SIAS Working Paper Series No.6,上智大学アジア文化研究所イスラーム地域研究拠点。
- 藤田 進 1989.『蘇るパレスチナ』新しい世界史 12, 東京大学出版会。
- ブハーリー 1993. 『ハディース:イスラーム伝承集成』上巻,中巻,下巻(牧野信也訳)中央公論社。
- 森 伸生 2004.「ハマース指導者の暗殺とハマース憲章」『海外事情』第52巻第6号(6月)拓殖大学, 87-99。
- 森まり子 2010.「ハマースの論理と対イスラエル和平――プラグマティズムへの変容 1987~2007――」 『中東研究』第 508 号,中東調査会,47-59。
- ラブキン, ヤコヴ・M. 2010.『トーラーの名において――シオニズムに対するユダヤ教の抵抗の歴史――』 (菅野賢治訳) 平凡社 (Yakov M. Rabkin, *Au Mon de la Torah: Une Histoire de l'Opposition Juive au Sionisme*, Québec: Les Presses de l'Université Laval, 2004)。

●外国語文献●

- Ahmad, Hisham H. 1994. Hamas: From Religious Salvation to Political Transformation: Rise of Hamas in Palestinian Society. Jerusalem: PASSIA Publication.
- Barnhart, Clarence L., ed. 1954. *The New Century Encyclopedia of Names*. New York: Appleton Century Crofts.
- Chehab, Zaki. 2007. Inside Hamas: The Untold Story of the Islamic Movement. New York: Nation Books.
- al-Dhahabī, Shams al-Dīn Muḥammad, ed. 1986. Siyar A'lām al-Nubalā'. 4th ed. Beirut: Mu'assasa al-Risāla.
- Gunning, Jeroen. 2008. Hamas in Politics: Democracy, Religion, Violence. New York: Columbia University Press
- al-Ḥurūb, Khālid. 1997. Ḥamās: al-Fikr wa al-Mumārasa al-Siyāsīya. 2nd ed. Beirut: Mu'assasa al-Dirāsāt al-Filastīnīya.
- Hroub, Khaled. 2000. Hamas: Political Thought and Practice. Washington, DC: Institute for Palestine Studies.
- 2006. "A "New Hamas" through Its New Documents," Journal of Palestine Studies, Vol.35, No.4 (Summer), pp.6-27.
- al-Işbahānī, Abū al-Faraj. n.d. Kitāb al-Aghānī. Beirut: Dār Ṣa'b.
- Iqbāl, Muḥammad. 2001. *Hadīth al-Rūḥ*. Kutub Qayyima No.50. Danascus and Beirut: Dār al-Qalam and al-Dār al-Shāmīya.
- Jamal, Amal. 2005. The Palestinian National Movement: Politics of Contention, 1967–2005. Bloomington: Indiana University Press.
- Kadayifci, Seniha Ayse. 2007. Standing on an Isthmus: Islamic Narratives on Peace and War in Palestine. N.P.:
 - 113)「讃えあれ, アッラー, 万世の主」は、クルアーンの「開扉」章 (クルアーン第1章) 第1節の言葉である。

Lexington Books.

al-Khaṭīb, Durrīya and Luṭfī al-Ṣaqqāl. 1975. Dīwān Ṭarafa bin al-'Abd: Sharḥ al-A'lam al-Shantamarī wa Tallī-hi Ṭā'ifa min al-Shi'r al-Mansūb 'ilā Ṭarafa. Damascus: Majma' al-Lugha al-'Arabīya bi-Dimashuq.

al-Khanbalī, Ābū al-Yaman. 1968. al-Unus al-Jalīl bi-Tārīkh al-Quds wa al-Khalīl. Najaf: Manshūrāt al-Matba'a al-Ḥaydarīya.

Kilpatrick, Hilary. 1997. "Abū L-Farağ's Profiles of Poets: A 4th/10th Century Essay at the History and Sociology of Arabic Literature," *Journal of Arabic and Islamic Studies*, Vol.44, No.1, pp.94–128.

Legrain, Jean François. 1991. Aṣwāt al-Intifāḍa al-Filasṭīnīya, 1987/1989. N.P.: CEDEJ.

Manşūr, Aḥmad. 2003. al-Shaykh Aḥmad Yāsīn Shāhid 'alā 'Aṣr al-Intifāḍa. Beirut: al-Dār al-'Arabīya li-l-'Ulūm and Dār Ibn Hazm.

Mish'al, Khālid. 2006. Ḥaraka Ḥamās wa Taḥrīr Filasṭīn. Beirut: Dār al-Nahār li-l-Nashr.

Mishal, Shaul and Reuben Aharoni. 1994. Speaking Stones: Communiqués from the Intifada Underground. New York: Syracuse University Press.

Mishal, Shaul and Avraham Sela. 2006. *The Palestinian Hamas: Vision, Violence, and Coexistence*. New York: Columbia University Press.

Qutb, Sayyid. 1993. Ma'ālim fi al-Tarīq. Beirut: Dār al-Shurūq.

Simon, Reeva S. and Philip Mattar, Richard W. Bulliet, ed. 1996. *Encyclopedia of the Modern Middle East*. New York: Simon and Schuster Macmillan.

Tamimi, Azzam. 2007. Hamas: Unwritten Chapters. London: Hurst and Company.

●インターネット資料●

日本ムスリム協会「サヒーフ・ムスリム」〈http://sahihmuslim.jp/hadith/smuslim-top-s.html〉

Islam Online, Mīthāq Ḥaraka al-Muqāwama al-Islāmīya, 〈http://www.islamonline.net/Arabic/doc/2004/03/article11.SHTML〉(アクセス日: 2010年8月7日)

al-Jazīra, *Mīthāq Ḥaraka al-Muqāwama al-Islāmīya*, 〈http://www.aljazeera.net/NR/exeres/235FD81C-8749-4A35-A8D6-047EBA09866D.htm〉(アクセス日:2010年8月7日)

, al-Mīthāq al-Waṭanī al-Filasṭīnī li-Munazzama al-Taḥrīr al-Filasṭīnīya, 〈http://www.aljazeera.net/NR/exeres/FF2E5CDF-37B4-41B8-A934-5B94493BEB0B.htm〉(アクセス日: 2010年8月7日)

Mawqi' Wizāra al-Khārijīya al-Isrā'īlīya 〈http://www.altawasul.com/MFAAR/anti+terrorism/palestinian+terror/hamas+covenant.htm〉(アクセス日:2010年9月24日)

The New York Times (New York), 5 May. 2009. 〈http://www.nytimes.com/2009/05/05/world/middleeast/ 05Meshal-transcript.html?_r=1&ref=middleeast〉 (アクセス日: 2010年12月30日)

原稿受理日—2011年1月11日